

北海道議會時報

第 6 卷 第 2 號

昭 和 29 年 2 月



北海道議會事務局

— 第 2 號 目 次 —

議會の動き

常任委員会	1
特別委員会	6
決算特別委員会	
総合開発調査特別委員会	
綱紀肅正に関する調査特別委員会	

會 合

全国都道府県議会議長会地方制度調査委員会	16
全国都道府県議会議長会臨時大会	16
八都道府県議会議長会	16
一道北部七県議会議務局長会議	16
東北七県北海道知事議長合同会議	17
八都道府県府県議会議務協議会	17

資 料

国会法改正案要綱	18
昭和二十九年年度予算大蔵省原案	46
昭和二十九年年度予算府案	47
昭和二十九年年度地方財政計画	51
昭和二十九年年度地方債計画	53
昭和二十八年年度特別交付金八十四億円の配分	55

雑 録

昭和二十八年中全国都道府県議会の定例 会、臨時会回数及び付議議案等に関する調 願、陳情集計表	56
昭和二十八年中全国都道府県議 会議員發議條例調	62

地方行政疑義問答集	66
報道から拾う	70

「談合」必ずしも「不正の利益」とはいえない
米の千九百五十五會計年度新予算

竹島問題で重ねて口上書

昨年の綿製品輸出量

日英支払協定調印

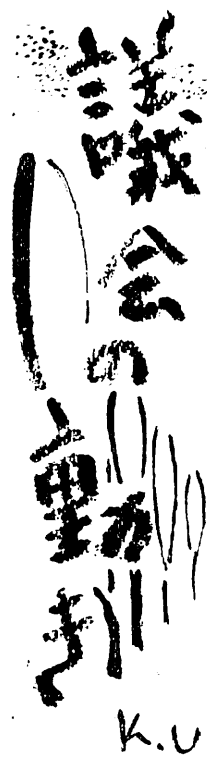
圖書室便り	73
-------	----

一月のメモ

表紙寫真

雪まつりから

北海道議会議務局撮影



常任委員会

總務委員会

○一月十九日 午前十時、第三委員室において開議。

- ① 冒頭、浦幌村に町制施行について、浦幌村長より陳情を聴取。
- ② 立原委員長（自）より、浦幌村の現地調査について諮り、山内（労）金沢（自）太田（社左）各委員より意見があり、生田原村の町制施行について執行部の事務調査を終了後、浦幌、生田原両村の現地調査を行うことに決した。

- ③ 次に昭和二十八年年度平衡交付金、起債等財政問題について財政課長より説明を聴取、二瓶委員（協）より、平衡交付金の予算計上額と交付額の開きについて、吉田（定）委員（改）より、二十九年年度の平衡交付金総額について、太田委員（社左）より、二十九年年度予算編成の見透しについて質疑があり、財政課長より答弁。

- ④ 次に第九回国民体育大会（スケート）に關する準備状況について国体事務局長より説明を聴取。

- ⑤ 委員会の中央折衝問題及び今後の活動方針について、山内（労）川人（社右）二瓶（協）吉田（定）改）鈴木（社左）大久保（改）各委員よりそれぞれ意見があつて、午後一時散会。

○一月二十八日 午後二時五分、第三委員室において開議。

- ① 冒頭、上士幌村長より、上士幌村の町制施行についての陳情を聴取。

- ② 立原委員長（自）より、浦幌村の町制施行に關する現地調査を行うが、同時に網走市保健所庁舎改築調査を実施することについて衛生委員長と話し合いがなされている旨を述べ、参加希望者は事務局に連絡することとし、

- ③ 次に、生田原村、上士幌村の両村より町制施行の希望があるので地方課において二月十日頃までに下調査を完了予定につき、その後現地調査を行うことについて諮り、各委員賛成。

- ④ 地方制度及び地方税制度の改正の方向について地方課長より、二十九年年度予算編成について財政課長より、又第九回国体スケート開催について国体準備事務局係長よりそれぞれ説明を聴取、午後三時三十五分散会。

衛生委員会

○一月十八日 午後一時三十分、第三委員室において開議。

- ① 金沢委員長（自）より、二十九年年度衛生関係予算の中央折衝経過について報告を行い、山内委員（労）より、(1)保健所人件費補助率の引下げと政府の行政整理について、(2)補助率引下げにより道費持出し増となるが、これに關連する人員確保の問題について質疑（これに關連して委員長、二瓶委員（協）よりも質疑及び意見があり）衛生部長、医務課長より答弁、保健所の定員確保については委員会としても要望することとし、

- ② 次に札幌醫大齒学部設置について衛生部長、医大事務局長、医大教授より説明を聴取、委員長及び立原委員（自）より、この問題は議会でも決議になつており、請願、陳情も採択になつてゐるが、衛

生部長の考えはどうかについてただし、又、井川委員（改）より、その構想について、山内委員（勞）より、齒学部設置と齒科衛生士の関連及び齒科衛生士の募集人員について質疑があり、衛生部長、医大事務局長、医大教授より答弁、この問題は懸案事項でもあり、委員会としても強力に推進することとした。

③ ついで滝川、深川、江別各保健所の視察について諮り、派遣委員は、委員長、大久保副委員長（改）、窪田（公）鈴木（社左）山内（勞）太田（社左）川人（社右）各委員とし、日程は一月二十日、二十一日とすること、委員長は視察終了後本日決定した保健所定員確保と齒学部設置に關し知事と折衝を行うこと、網走保健所視察については後日実施することとし、午後三時五十五分散会。

○一月二十九日 午前十一時四十分、第三委員室において開議。

① 金沢委員長（自）より、二十九年年度衛生部関係予算の増額並びに保健所定員確保に關する善処方について知事に對し要望したこと及び札幌医大齒学部設置に關し知事と折衝の経過について報告、次に昨日北海道保健所運営協議会連合会が開かれ、衛生委員長に對し、(1)政令市に對する事務費の交付について、(2)道立保健所勤務の医師の医学研究手当について、(3)保健所費国庫負担金減額に伴う措置について、(4)道立保健所に勤務する職員用の公宅について陳情があつた旨を報告。

② 次に川人委員（社右）より、保健所長の欠員補充について、山内委員（勞）より、保健所長の欠員補充に關し給費生等の制度研究について質疑があり、衛生部長より答弁があつて、午後零時五十分散会。

○一月三十日 午後零時五分、第三委員室において開議。

金沢委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第二百七十七号は採択、同第二百七十一号は土木委員会に付託替と

することに決し、一旦休憩、午後一時二十分再開、請願第四百五十五号乃至第四百五十八号は採択に決し、午後一時三十八分散会。

文教委員會

○一月二十日 午後二時二十五分、議長室において協議会を開議。

① 義務教育国庫負担の増額問題並びにこれに關連する二十九年度入學児童の自然増の問題等について協議の結果、義務教育国庫負担の増額折衝については議長の了解を得た上、林委員長（改）坂東（浩）委員（自）を派遣することに決定（次期委員会において事後承認を求めることとし）

② 室蘭市長より、室蘭栄高校校舎の移転改築について陳情を聴取、午後三時散会。

農務委員會

○一月十九日 午前十一時十分、議長室において開議。

① 冒頭、長万部町長より、高度集約酪農地区設置に關する陳情を聴取。

② 滝川種羊場綿羊舎の火災について農務部長より報告を聴取、次に平野副委員長（自）より、二十九年年度国費予算の中央折衝の経過について報告を行い、三沢委員（社左）より補足、又農政課長、畜産課長よりも説明があつた後、質疑を行い三沢委員（社左）より、(1)種畜購入費、甜菜糖業振興費について、(2)予算減額に對する対策及び甜菜糖の価格決定の問題について、岡林委員（社左）より、高度集約酪農地区設定に關する上京運動の問題について、村上委員（自）より、農業改良普及費の補助額について、朝倉委員（自）より、甜

菓糖の価格決定の問題について質疑があり、農務部長、畜産課長、農業改良課長より答弁、若林委員（社右）より農試拡充問題について天谷委員（協）より、本日の委員会は重要であるので各委員の意見を理事者に申入れされたい旨又関連して三沢委員（社左）より、知事の出席要求があり、そのことに決し、午後零時五十分、一旦休憩、午後一時五十分再開。

③ 副委員長より知事の出席が遅れるので、諸願、陳情の審査を行う旨を述べ、諸願第二百八十三号、第二百八十九号、第二百九十号は採扱、同第二百四十九号、第二百六十七号、第二百九十一号、陳情第三百六十七号、第四百六十八号、第五百二二号、第五百三三号、第五百七号は継続審査に決し、暫時休憩、午後二時三十五分再開。

④ 國費豫算削減に關して道費豫算編成に對する知事の方針について説明を聴取、朝日委員（改）より、補助率引下げに對する道費措置について、天谷委員（協）より、重点的農政施策について要望があり、三沢委員（社左）より、本道農業政策に對する知事の基本的な考え方について、若林委員（社右）より、農業試験場拡充強化の問題に對する知事の考え方について質疑があり、知事より答弁。

⑤ 次に、朝日委員（改）、三沢委員（社左）より、農務部としての考え方について説明を求め、農務部長より、月末までには案を作り説明したい旨を述べた後、委員会より知事に対し重点事項の申し入れを行うことは、農務部の説明聴取後とすること、次回委員会は一月末か二月始めに開くこととし、午後三時十三分散会。

林務委員會

〇一月二十日 午前十一時七分、第三委員室において開議。

① 西川委員長（改）より、二十九年度林務關係國費予算中央折衝の経過について報告を求め、岡林委員（社左）、林務部長より報告。

② 次に陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第五百十号乃至第五百十二号は採扱、同第四百六十九号は継続審査に決し、
③ 若林委員（社右）より、(1)耕地防風林の予算について、(2)山林の維持經營に關する計画について、(3)入植關係の計画について、(4)山林伐採の基準及び伐採者に對する植樹義務の問題について、三沢委員（社左）より、(1)林業と水害の対策について、(2)草炭ブリケット燃料の問題及び泥炭地開發に關し世界銀行より資金借入れの問題について、(3)泥炭利用と泥炭地開發の關係について質疑があり、林務部長より答弁、平野委員（自）より、燃料問題に關する現地調査について、又岡林委員（社左）より、同問題の実狀聴取について意見があつて、午後零時三十五分散会。

水産委員會

〇一月八日 午後一時四十五分、第一委員室において開議。

① 坂本委員長（自）より、北洋漁業問題、漁業轉換問題、中型機船底曳網漁船の違反操業に對する對策について説明を求め、水産部長漁業調整課長より説明を聴取した後、舩田委員（協）より、漁具に損害を受けた場合の補償について、井野委員（社左）より、底曳船の許可權を都道府県に移す問題について質疑があり、水産部長より答弁、午後二時三十分、一旦休憩、休憩中、稚内漁業協同組合長、小樽市漁業協同組合長及び増毛鯨定置振興會長より、底曳網漁業による鯨漁業禁止措置について陳情を聴取、午後三時十分再開。

② 漁業轉換五カ年計畫について水産部長より説明を聴取、委員長より、鮭鱈の流網の転換大型化について、舩田委員（協）より、石狩灣におけるさけの親魚の地曳網廃止問題について、旭委員（自）より、さけの孵化に關連して稚魚放流施設について質疑があり、水産部長、水産課次長より答弁、村山副委員長（改）より、中型船の転

換に當つて業者保護の問題について、又委員長より、遠洋漁業に転換させる船の屯数について要望があり、午後四時散会。

○一月九日 午後一時三十分、第一委員室において開議。

坂本委員長（自）より、北洋漁業出漁独航船の本道割当隻数増加問題に關して上京折衝の委員派遣について諮り、坂本委員長（自）旭委員（自）、沖野委員（公）の三名を派遣することに決し、午後一時三十五分散会。

○一月二十六日 午前十一時三十五分、第三委員室において開議。

① 稚内漁業協同組合代表より、宗谷海域における中型底曳船による鯧漁獲については禁止措置を講ぜられたい旨の陳情を聴取。

② 坂本委員長（自）より、二十九年年度国費予算について報告を求め水産課長より説明を聴取。

③ 次に水産庁長官より中型底曳船による鯧漁獲に對する議會の意向を求められていることについて諮り、委員長よりさきの委員会において早急禁止措置に關する陳情は採択になつてゐる旨を述べた後、これについての道の見解をただし、水産課長、水産部長より答弁、沖野委員（公）より、影響大であることは明らかであり、道の早急措置決定について意見及び要望があり、なお水産試験場の調査結論について質疑があり、水産部長、水試場長より答弁、ついで松平委員（自）より、これに關連して鯧調査費について要望、西村委員（社左）より、鯧に關する調査について質疑があり、一旦休憩、午後一時十分再開。

④ 西村委員（社左）よりの質疑に對し、水産試験場技官の説明があり、旭委員（自）より、春鯧の漁獲に生活の大半を依存する五支庁管内沿岸漁民擁護の見地から早急禁止措置を講ぜられたい旨の要望があり、委員会としての態度について諮り、底曳船による鯧漁獲については沿岸漁民に及ぼす影響が至大であるから早急に禁止措置の

対策を要望する旨を水産庁長官に對して返電することに決定、西村委員（社左）より、委員会の決定と道の結論の調整について、井野委員（社左）より、本件は單に資源の問題だけでなく、漁民生活の問題と直結してゐる旨の意見があり、

⑤ ついで委員長より、北洋独航船増配問題に關する折衝経過の報告を行つた後、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第二百七十八号、第二百九十二号、陳情第五百六号、第五百八号、第五百九号は採択、同第三百八十七号は不採択に決定。

⑥ 一般水産關係の質疑に入り、井野委員（社左）より、石狩地区鯧鱒補助規則の実施及び転換漁業者の見透しの問題について、沖野委員（公）より、漁業災害融資該当町村として白老村指定の問題及び宗谷海区入会に關するたこの被害に對する対策の問題について質疑があり、水産部長より答弁、なお委員長より水産部長の風評について発言があつて、午後三時三十分散会。

農地開拓委員會

○一月九日 午前十時三十分、第一委員室において開議。

① 安達委員長（自）より、昭和二十九年年度食糧増産對策費關係豫算内示額について説明を求め、拓務課次長、土地改良課次長より説明旭委員（自）より、(1)入植者の離農及び計画的な集團入植の実施について、(2)小規模土地改良補助の交付の問題及び小規模土地改良を町村で組織を作つて実施していることについて、(3)食糧増産の重点について、(4)老朽溜池の對策について、(5)老朽溜池の補強に對する国の予算がつかない場合の措置について、(6)二十八年度既定予算から一部を削減し冷害予算が決定されたがその効果について、(7)酸性矯正に必要なタンカルの道内入手について、(8)風力發電施設に對す

る助成の問題について、笠井委員（社右）より、補助率がさがり融資もつかない場合の事業の対策について、井野委員（社左）より、(1)予算削減が今年度に限られるかどうかについて、(2)補助引下げに關し農民に対する指導について質疑があり、用地課長、開拓経営課次長、土地改良課次長より答弁。

② 次に開拓予算折衝のための上京委員派遣について諮り、安達委員長（日） 外田委員（協）の二名に決し、午後一時二十五分散会。

○二月二十五日 午後一時三十五分、第三委員室において開議。

① 農地開拓部關係国費予算の折衝経過について田呂副委員長（改）より、また大津の米軍演習地接収問題に關する折衝経過について西村（社左） 外田（協）委員より報告、ついで国費予算に對する農地開拓部長の補足説明を聴取後、外田委員（協）より、(1)現予算における道管灌漑の適用地について、(2)電力料金値上問題と電氣用水灌漑による水田経営との關係について質疑があり、農地開拓部長より答弁。

② 次に二十九年年度予算について拓務課長より説明、外田委員（協）より農業土木技術員設置の補助及び小規模造田の予算について、井野委員（社左）より、国費予算に關する補助率の引下げその他の大中削減と本道開拓に對する再検討の問題について質疑があり、拓務課長、農地開拓部長より答弁。

③ 森町農業協同組合代表より、小規模畑地灌漑事業に關する助成について陳情を聴取、午後三時十分散会。

商 工 委 員 會

○二月十六日 午前十時五十二分、議長室において開議。

宮坂委員長（改）より、商工關係諸問題の中央における状況につ

いて説明を求め、商工振興課長より説明、菊地委員（改）より飛行場の整備問題について意見があり、次に信用保證協會の運営問題に關する新聞記事及びこれに關連して副知事（水牧）の商工中央会会長兼任の問題について委員長、及び伊藤（自）、菊地（改）、武田（改）各委員より質疑及び意見があり、商工振興課長より応答、この問題については明後日副知事が不在であるなら知事より説明を聴取することに決し、午前十一時二十分散会。

○二月十八日 午前十一時十五分、議長室において開議。

① 宮坂委員長（改）より、中央折衝の経過について報告を求め、和平委員（勞）より報告、次に委員長より先日來の信用保證協會運営問題に關し、知事の見解を求め、知事より答弁あつて暫時休憩、午前十一時三十一分再開、引続き知事より答弁があり、宮津委員（自）より、(1)中央会の責任者が道の副知事兼職の可否について、(2)副知事就任の際中央会々長兼務に關する条件について、糸川委員（協）より、副知事の中央会々長兼任に對する見解について質疑があり、知事より答弁。委員長より、無担保融資であり乍ら担保をとつていふという点についても副知事の心境をたゞして回答されたい旨の要望があり、知事より検討の上後日回答致したい旨を答弁。

② 次に請願、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第五百十三号は採択請願第百十九号、第百六十号、第百九十六号、第二百七十五号、陳情第二百五号、第百三十三号、第三百四十九号、第四百七十五号、第四百七十八号、第四百九十五号は継続審査に決し、午後一時二分散会。

土木委員会

○一月十六日 午前十時四十五分、副議長室において開議。

徳中委員長（自）より、本日は請願、陳情の審査及び昭和二十九年度土木費予算（道路整備五ヶ年計画による道路費予算増額も含む）折衝経過の中間報告を行うことになつていたが、副委員長並びに理事者側も道路利用者会議に出席道路予算について上京折衝中であり、また予算も最後決定に至つていないので、明日は休会とし十八日に開くこととする旨を述べ、午前十一時十五分散会。

○一月十八日 午前十時四十五分、第二委員室において開議。

徳中委員長（自）より、昭和二十九年度土木費予算に關する折衝経過の報告を求め、管理課長より説明、吉田（豊）委員（自）より道路費について、高田委員（社左）より、事業費が減額されるかどうかについて、池田委員（協）より、北海道におけるガソリン税の見込について質疑があり、又西田（正）委員（自）より、ガソリン税に關する他府県と同比率の補助額要求の問題及び道道昇格問題の取扱について、棚川委員（協）より、道道昇格の基準と請願、陳情の審査の關係について意見があり、土木部長次長より答弁、道道昇格路線認定の問題については、土木部長の帰庁を待つて折衝経過の報告を聴取の上必要に応じて委員を派遣することに決し、午後零時三分散会。

労働委員会

○一月十八日 午後一時七分、第二委員室において開議。

① 三室委員長（自）より、陳情聴取について諮り、そのことに決し一旦休憩、休憩中、岩見沢市長より、労災病院建設の問題に關する

陳情を聴取、午後一時八分再開。

② 労働関係予算折衝の経過について労働部長より、失業対策事業の情勢について職業安定課長より説明を聴取、佐藤（改）池田（協）委員より、労災病院の予算見直しについて質疑があり、委員長及び労働部長より答弁、ついで労働部長より労災病院建設予算獲得のため委員の上京折衝について要請があり、これについては情勢に應じ委員を派遣することとし、

③ 次に二十九年度より三ヶ年計画で札幌に國立職業補導所を設置する問題について職業補導課長より説明、佐藤委員（改）より、札幌に設置決定の経緯について、西田（正）副委員長（改）より、この問題について道の意向をきかなかつた点また委員会にも諮らなかつた事情について、高田委員（社左）より、政府の補導所拡充に關する方針について質疑があり職業補導課長より答弁。

④ 失業対策の現況について職業安定課長より説明を聴取、午後二時五分散会。

特別委員会

決算特別委員会

○一月十八日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

① 三浦委員長（改）より、決算の審査に入る前に、決算については出納長、監査意見については監査事務局次長より説明を聴取することについて諮り、そのことに決し、昭和二十七年決算の概要について出納長より、決算審査の概要について監査事務局次長より説明を聴取、審査の方法について諮り、午前十一時五十分、一旦休憩、午後零時四十五分再開。

② 審査の方法は、第一分科会と第二分科会にわけ、第一分科会は歳出、第二分科会は歳入と特別会計を審査すること、第一分科会委員の笠井（社右）池田（協）道下（改）三室（白）高田（社左）原田（白）佐藤（改）各委員及び平野副委員長（白）の八名、第二分科会委員は井野（社左）秋山（協）和平（労）多田（社右）桑野（白）立原（自）本多（改）沖野（公）各委員の八名を選任することに決し、午後一時十分散会。

〇一月十八日 午後一時四十分、第一委員室において第一分科会を開議。

平野臨時主査（自）より、主査の互選について諮り、池田委員（協）より、動議があつて、高田委員（社左）に決定、午後一時五十分散会。

〇一月十九日 午前十時三十分、第一委員室において第一分科会を開議。

高田主査（社左）より、決算説明書に対する質疑を求め、佐藤委員（改）より、(1)羽幌病院及び稚内保健所における職員の横領事件の顛末と本人の処置について、(2)二十七年需要費支出が二十八年の四月に入つて繰予算の四〇%以上に及んでいることについて、(3)税外収入の取扱方法について（これに関連して高田主査（社左）より、使用料その他の収入についての具体的な徴収方法を書類によつて提出の要求があり、道下委員（改）より、需用費予算の令達方法及び配賦額と支出額の関係について、高田主査（社左）より、(1)予備費の充用及び予算の流用命令と出納局との関係について、(2)流用して不用額が残つた場合の流用戻しの措置について質疑があり、総務課長、歳出課長より答弁、主査より分科会において歳出の審査に関連して歳入に関する質疑もなし得るようになすことについて諮り、そのことに決し、午後零時十分、一旦休憩、午後一時二十五分再開。道下委員（改）より、需用費節約の方法について、佐藤委員（改）より、税外収入の取扱について質疑があり、歳出課長、税務課次長より応答、決算説明書に対する質疑は終了することに決

し、午後二時一旦休憩、休憩中個人調査を行い、午後三時十八分再開、直ちに散会。

〇一月二十日 午前十時三十分、第一委員室において第一分科会を開議。

① 高田主査（社左）より、監査意見書について質疑を行う旨を述べ同主査より、(1)規定を無視し多額の現金を領収後長期間手持保管することの指摘について、(2)知事権限で行つた予算流用問題の指摘について、(3)予算の流用と流用戻しの措置について、佐藤委員（改）より授業料の未納について、道下委員（改）より、(1)機械貸与の貸付金の未納に関連し貸与先の監査について、(2)土木現業所の建物で寄附金によつて建築したものゝ寄附金の収入扱いについて、笠井委員（社右）より、二十五年年度の北海道曹達株式会社に対する建物売却代金の残金整理について、池田委員（協）より、食糧費使用方法の考究について、原田委員（自）より、道の臨時傭人の給料支出方法について質疑があり、監査事務局次長、歳出課長より答弁、高田主査（社左）より、各種事業に対する補助金、交付金等の交付条件である事業報告及び収支決算書の提出なきものがあるというが、その内容を調査したもの、又佐藤委員（改）より、道教委所管の体育団体が補助している団体名及び事業内容等についての資料提出要求があり、午後零時十分、一旦休憩、午後一時三十分再開。

② 出納局、監査事務局に対する全体の質疑を終了することに決し、午後一時三十九分休憩、休憩中、各委員の個人的調査が行われ、午後三時二十八分再開、直ちに散会。

〇一月二十一日 午前十時三十分、第一委員室において第一分科会を開議。

① 高田主査（社左）より、第一款議会費より第五款教育費までを議題に供し、佐藤委員（改）より、(1)予備費の充用について、(2)予算科目の加減について、(3)河川の改修工事における設計予算と実施予

算の相違について、(4)学校建設の場合における寄附採納の手續きの問題について、平野副委員長(自)より、土木現業所の庁舎、公宅等の建設の場合の寄附の取扱について、(これに関連して笠井委員(社右)よりも質疑あり)、高田主査(社左)より、(1)予算議決の趣旨に反する予算流用が行われる場合の取扱について、(2)土木費の機械整備費において乗用自動車購入、住宅建築等がなされているが、この指摘に対する考え方について、(3)教職員共済組合定山溪保養所の建築費に対する監査委員指摘事項の内容について質疑及び意見があり、監査事務局次長、歳出課長、財政課長、道教委財務課次長より答弁、午後零時一分、一旦休憩、午後一時十五分再開。

② 笠井委員(社右)より、教育費のうち小・中・高・定時制高・盲ろう、学校費の職員給で多額の不用額を生じている問題について質疑があり、道教委財務課次長より答弁。

③ ついで高田主査(社左)と三浦委員長(改)席を交替し協議会に入り、大島綱紀肅正委員長(改)より綱紀肅正委員会の経過について説明を聴いた後、池田(協)中牧(自)佐藤(改)各委員より、審査過程における兩委員會の競合の問題について意見の交換があつて、高田主査(社左)と席を交替、分科会を再開。

④ 佐藤委員(改)より、高校等の建築に關し起債承認と工事着手の時期について、道下委員(改)より、(1)教職員に対する俸給、諸給与の支払に關し婦校途中の事故発生について、(2)道教委の支出命令について、(3)網走教職員会館の竣工時期について、笠井委員(社右)より苦小牧高校における木工機械室増築工事の施行に關する監査委員の指摘事項の内容について、池田委員(協)より、道教委の財産台帳未整理の理由及び道有財産の管理について(これに関連して高田主査(社左)平野副委員長(自)よりも質疑あり)、原田委員(自)より、久根別川改修工事における実施額の予算超過の理由について質疑、(これに関連して高田主査(社左)より河川改修工事の取扱順序について、又平野副委員長(自)より実施予算が設計予算より

り十倍にも増加している問題について質疑があり)又高田主査(社左)道下委員(改)より道教委の予算の編成及び執行が合理的でない旨、又佐藤委員(改)より河川改修工事に關する実施予算の超過は追加更正すべきである旨の意見があり、監査事務局次長、道教委財務課次長、河川課員より答弁があつて、午後四時散会。

〇二月二十二日 午前十一時、第一委員會室において第一分科会を開議。

① 高田主査(社左)より、道教委の財産管理の不整備に關連して道有財産の管理状況について説明を求め、財政課企画係長より説明、池田委員(協)高田主査(社左)より、道有財産から道教委に移管された教育財産の未整理の問題及び整理の見通し等について質疑があり、財政課企画係長、教育次長、道教委財務課次長より答弁。

② 佐藤委員(改)より、小・中・高・定時制高校費の件費で多額の不用額を出していることについて、高田主査(社左)道下委員(改)より、予算流用に關し施設費から需用費に、目の目的以外の費目に流用している問題について、三浦委員長(改)より、教員の事務局勤務について、平野副委員長(自)より、高校において保管する備品に対する監査委員の指摘事項について質疑があり、又学校火災防止の問題に關して、佐藤(改)池田(協)委員及び高田主査(社左)より質疑及び意見があり、教育次長監査事務局次長より答弁、一旦休憩、午後一時四十分再開。

③ 次に社会及び労働施設費に關する質疑に入り、笠井委員(社右)より、(1)片別労働会館建設費に對し二十七年度に補助をしている理由及び労働会館の数と補助金交付額について(關連して道下(改)中牧(自)委員よりも質疑)(2)失業対策事業費及び応急失業事業費で多額の不用額を出している理由について、(3)各労働会館に對する補助金の相違の問題について、平野副委員長(自)より、保護費繰替金の殆んど全額が不用額となつていゝ問題について、道下委員(改)より、(1)国保の補助金の不用額について、(2)厚生事業資金に關し生

業資金の未納について（関連して中牧（白）、笠井（社右）各委員、三浦委員長（改）高田主査（社左）よりも質疑）、高田主査（社左）より、(1)厚生資金貸付事業費の不用額及び償還の問題について、(2)授産事業貸付金の未収について、池田委員（協）より、戦傷病者の看護費の不用額について質疑があり、労政課長、保護課次長、職業補導課長、社会課長、保護課次長より答弁午後三時三十分散会。

〇二月二十三日 午前十一時、第一委員室において第一分科会を開議。

① 三浦委員長（改）より、緊急の問題が起つたので協議会形式で討議する旨を述べ、昨日出納長より報告のあつた百五十万円の不正事件に関連して現在決算委員会に提出されている証拠書類の中に事件の關係書類があるが札幌市警より証拠がための資料として借用したい旨の申し入れがあることについて諮り、中牧（白）高田（社左）委員より意見があり、審査に支障のないよう写しをとつて市警に貸与することに決定。今後の分科会の運営方針について申し合せを行い、一旦休憩、午前十一時十五分分科会を開議。

② 高田主査（社左）より、保健衛生費について質疑を求め、平野副委員長（白）より、結核療養所費の不用額の問題及び結核調査研究費の内容について、池田委員（協）より、(1)性病予防の不用額について、(2)疫病が発生した場合の薬品の措置について（関連して道下委員（改）よりも質疑）、笠井委員（社右）より、優生保護費の不用額について、中牧委員（白）より、北見結核療養所の水の問題について質疑があり、又佐藤委員（改）より、衛生部予算の組み方と経理に關し意見があり、歳出課長、予防課次長、業務課次長より答弁次に池田委員（協）より、苦小牧療養所建築費に対する寄附金未納の問題について、高田主査（社左）より、血液銀行における前渡金經理の問題及び医務諸費で予算を追加して不用額を出していることについて質疑があり、医務課長、予防課次長より答弁、午後零時三十分散会。

〇二月二十五日 午前十一時、第二委員室において第一分科会を開議。

① 高田主査（社左）より、産業経済費のうち農務部、林務部關係の審査を行う旨を述べ、道下委員（改）より、(1)農業試験場の不用額及び新得種畜場復旧關係の不用額について、(2)農業科学研究所の職員に対する手当支給について、(3)林業指導所の製品売払代金の処理について、高田主査（社左）より、馬鈴薯輪腐病検査に伴う嘱託検査員の手当と検査旅費の予算執行及び家畜診療所の診療器具機械類の整備に關する監査委員の指摘事項について、笠井委員（社右）より、(1)二十七年度に指示した予算の保留額について、(2)技術普及宣伝費の不用額について、中牧委員（白）より、牧野施設補助に關する監査委員の指摘事項について、三浦委員長（改）より、道営原種農場の経営に要する経費に關する監査委員の指摘事項について質疑（関連して道下委員（改）よりも質疑）があり、歳出課長、農政課長、監査事務局次長、畜産課長、農試庶務課長より答弁、農務部林務部關係を終了、一旦休憩、午後一時三十二分再開。

② 産業経済費のうち水産、商工、土木、農地開拓の各部及び電源開発本部について審査に入り、中牧委員（白）より、観光土木施設費の不用額について、高田主査（社左）より、プレストレスト（P・S）コンクリート工業の本道誘致の基礎調査の問題及び室蘭水族館の寄附の問題について、笠井委員（社右）より、(1)漁田開發事業の住宅、共同倉庫及び共同加工場の使用の問題について（関連して佐藤（改）原田（白）委員及び高田主査（社左）よりも質疑）、(2)自家用水力発電補助の問題について、原田委員（白）より、機械貸与の貸付額に対する未納の問題について質疑があり、監査事務局次長、歳出課長、水産課長、商工振興課長、工務課次長より答弁があつて午後三時散会。

〇二月二十六日 午前十一時、第一委員室において第一分科会を開議。

① 高田主査（社左）より、産業経済費の農地開拓部、土木部關係並

びに財産費以下の全部の款について審査を行う旨を述べ、三浦委員長（改）より、道営溜池事業の請負契約の問題について、原田委員（自）より、道営灌漑排水事業における篠路地区工事の事務所に關する監査委員の指摘事項について（関連して高田主査より意見あり）、池田委員（協）より、開拓地災害復旧工事の竣工検定及び緊急開拓事業電気施設補助の問題に關する監査委員の指摘事項について、笠井委員（社右）より、二十七年開拓建設事業における翌年度繰越に關する監査委員の指摘事項について、道下委員（改）より、会計年度の変更と工事の關係について質疑があり、監査事務局次長、歳出課長、開拓経営課長より答弁、農地開拓部關係の質疑を終了、暫時休憩、午後一時四十分再開。

② 次に高田主査（社左）より、建築部で行う工事の設計書に關する監査委員の指摘事項について（関連して道下（改）原田（自）委員よりも質疑及び意見あり）、道下委員（改）より、自動車購入の際の評価及び購入方法について（関連して笠井委員（社右）よりも質疑）、平野副委員長（自）佐藤委員（改）より、道の自動車の台数及び集中管理の問題について質疑及び意見があり、歳出課長、監査事務局次長、工営課係長より答弁。

③ 歳出の全款項に対する質疑終了について諮り、異議な そのことに決し、更に歳出全款項に対する調査について整理検討のため三十一日まで休会とすることとし、午後三時二十五分散会。

〇一月十八日 午後一時二十八分、第一委員室において第二分科会を開議。

多田臨時主査（社右）より、主査の互選について諮り、立原委員（自）より、動議があつて、多田委員（社右）が決定、午後一時三十八分散会。

〇一月十九日 午後一時二分、第二委員室において第二分科会を開議。

① 多田主査（社右）より、審査の方法について諮り、暫時休憩、午後一時六分再開、主査より、特別会計の審査については一般会計の後に行う旨を述べ、まず第一款より第五款までを議題に供し、北海道逓達株式会社に対する建物売払代金未納の問題に關し、和平（労）立原（自）委員より質疑及び意見があり、この問題については責任者の出席を求めることとし、

② 次に小型漁船機関貸付料及び工鉦業機械貸付料未納問題について井野（社左）桑野（自）委員より質疑及び資料提出要求があつて、一旦休憩、午後二時再開、直ちに散会。

〇一月二十日 午前十時四十六分、第二委員室において第二分科会を開議。

① 多田主査（社右）より、第六款より第十一款までを一括議題に供し、井野委員（社左）より、(1)徴税吏員の出張徴収の際の払込状況について、(2)異議申立件数が支庁によつて差異が甚しい理由について、桑野委員（自）より、(1)個人事業税及び特別所得税の異議申立に対する処理状況について（これに関連して井野（社左）和平（労）委員よりも質疑）(2)更正減額が多くなる具体的理由及びその防止と事務処理の改善について、(3)更正減額の前年度比較について、(4)公売処分執行せるものの中で最も多い税種について、(5)二十七年に於ける税務職員が危害を被つた件数について、(6)支庁における徴税費の流用について、和平委員（労）より、更正減額に関連し重税に苦しむような課税にならぬよう適切な調査の実施について、吉田（定）委員（改）より、個人事業税の異議申立と課税の適正について質疑、税務課次長、同企画係長より答弁、一旦休憩、午後零時二十五分再開。

② 桑野委員（自）より、(1)地方財政平衡交付金の算定の基礎と赤字になつた理由について、(2)宝くじ収入と宝くじ益金収入との相違について、(3)建物、土地台帳について、(4)魚菜買出入登録手数料の徴

収の根拠及び徴収方法について（これに関連して井野委員（社左）より未登録者の取扱について質疑あり）、（4）労働会館の使用について、井野委員（社左）より、公宅貸付の基準について、天谷委員（協）より、（1）土地貸付料の未納について、（2）使用料及び手数料の赤字について、立原委員（自）より、授業料の赤字について、和平委員（労）より、二十七年度の他府県の決算書について質疑及び意見があり、又資料の提出要求があつて、財政課長、総務課長、労政課長より答弁、午後四時五十一分散会。

○一月二十一日 午前十一時十七分、第二委員室において第二分科会を開議。

① 多田主査（社右）より、昨日に引続き質疑を求め、和平委員（労）より、（1）産業経済費寄附金に關し日本タニニ工業株式会社について、（2）社会及び労働費寄附金の消防学校建設費未納の理由について（3）社会福祉会館建設費の未納の理由について、（4）土木現業所の庁舎建築箇所について、（5）滝川労働事務所建設費、苫小牧療養所建設費について、吉田（定）委員（改）より、土木費寄附金の内容について、桑野委員（自）より、（1）沖合漁業指導調査船建造費の予算額、調定額、収入額について、（2）金銭以外の物件の寄附について、（3）土木現業所庁舎の建築に關連して特定財源の問題、発注の問題について質疑及び意見があり（これに関連して井野委員（社左）よりも質疑）出納長、総務課長、社会課長、消防災害課長、管理課長、管理課予算係長より答弁、午後一時五分、一旦休憩、午後二時三十七分再開。

② 桑野委員（自）より、（1）繰越金の赤字について、（2）滞納加算金と加算金との相違及び返納金の内訳について、（3）貸付金の収入状況の資料について、井野委員（社左）より、過年度収入について質疑、出納長、総務課長、財政課長より答弁があつて、午後四時二十五分散会。

○一月二十二日 午前十一時二十分、第二委員室において第二分科会を開議。

① 多田主査（社右）より、今回発見された昭和二十六年年度における出納局職員の汚職事件について説明を聴取する旨を述べ、一旦休憩、休憩中、総務課長より汚職事件に關する経過説明を聴取、桑野（自）井野（社左）和平（労）各委員より二十六年年度決算に關連して意見があり、事件発生に關する経過及び結果について資料の提出を求めることとし、分科会を再開。

② 桑野委員（自）より、（1）起債不承認となつた分の決算の処理状況及び起債件数について、（2）土木現業所庁舎改築費の特定財源と工事の執行について、（3）道債全部の執行状況について資料の提出要求があり、多田主査（社右）より、一般会計の質疑は終了する旨を述べ資料の整理を行い提出資料の結果により更に検討を加えることとし午前十一時四十七分散会。

○一月二十三日 午前十一時三十分、第二委員室において第二分科会を開議。

多田主査（社右）より、特別会計歳入歳出決算の審査を行う旨を述べ井野委員（社左）より、歳入の繰越金に關する予算措置と一般会計の繰入減の問題についての資料、又桑野（自）立原（自）委員より、財産表に載つていない債権債務の一覽表の提出要求があり、桑野委員（自）より、（1）昭和二十三、四年頃道教委に貸付して未収となつてゐるものの有無について質疑があり、出納長、総務課長より答弁があつて、午前十一時五十五分散会。

○一月二十五日 午前十一時十分、第二委員室において第二分科会を開議。

① 多田主査（社右）より、前回に引続き特別会計歳入歳出決算の審査を行う旨を述べ、北海道恩給基金歳入歳出決算の審査に入り、桑

野委員（自）より、一般会計繰入金の減つた理由について井野委員

議。

〇一月二十六日 午前十一時四分、第二委員室において第二分科会を開

議。

委員（勞）より、当初予算で繰越金を計上しない理由について、和平委員（勞）より、繰越金予算は当初百円より組ます追加更正もせず調定で入れている理由について質疑があり、総務課長、人事課長より答弁、和平委員（勞）より質疑に關して財政課長の出席要求があつて、午前十一時五十八分一旦休憩、午後一時二十七分再開。

② 休憩前の和平委員（勞）の質疑に對して財政課長より答弁、和平委員（勞）より、(1)林産物検査費會計で当初予算が無く追加で繰越金を組んだ理由について、(2)恩給費の不用額を生じた理由及び停年制の有無について質疑（なおこれに關連して繰入金に對する予算の組み方について、井野（社左）沖野（公）委員よりも質疑）があり、財政課長、人事課長より答弁。

③ 次に学校職員恩給金歳入歳出決算の審査に入り、和平委員（勞）より、学校職員の停年について質疑があり、人事課長より答弁。

④ 次に農産物検査費歳入歳出決算の審査に入り、(1)和平委員（勞）より、雑収入の物品売払代金の内容について、(2)財産売払に關し安く売払つてゐる理由について、立原委員（自）より、寄附金の内容と予算額より調定額において増加した理由について質疑があり、食糧事務所検査部道費係長より答弁。

⑤ 水産物検査費歳入歳出決算の審査に入り、和平委員（勞）より、(1)動産収入が零になつてゐる理由について、(2)積立金利子について桑野委員（自）より、(1)財産収入の積立金及び歳出で諸手当のみ赤字になつた理由について、(2)職員給が剩つた理由について、(3)予備費より諸手当に一元を充用した時期及び目的について、(4)他の特別手当において雑手当に流用した額について、(5)諸手当より職員手当と雑手当に流用した額について、(6)研修費に支出した残りの使途について質疑があり、総務課長、水産物検査所総務係長より答弁、午後三時二十二分散会。

① 多田主査（社右）より、昨日に引続き特別會計の審査を行う旨を述べ、農産物検査費の歳入歳出決算に關し、桑野委員（自）より、諸手当に雑手当がなく職員手当一本の理由及び研修費の支出科目について質疑があり、総務課次長、食糧事務所検査部道費係長より答弁、次に水産物検査費の財産収入に關し、和平委員（勞）より、調定額が零になつた理由について、桑野委員（自）より、(1)積立金利子収入の元金是何か、積立の時期及び保管の方法について、(2)普通會計に貸した時期及び利息について質疑があり、水産物検査所総務係長より答弁。

② 諸農検査費歳入歳出決算については質疑がなく、

③ 次に自転車競技費歳入歳出決算の審査に入り、桑野委員（自）より、(1)投票券の印刷及び取扱い方法について、(2)投票券の帖簿及びその保管について、(3)競輪開催費の補償金及び補填金の内容について、(4)競輪運営委員会費に予備費を充用して残額を生じた理由について、立原委員（自）より、(1)出場選手参加手数料、土地建物使用料等の調定がない理由について、(2)場内売店について、和平委員（勞）より、(1)競輪運営費の旅費の支給及び超過勤務の問題について、(2)一千万円の歳入欠陥について質疑があり、工務課長より答弁。

④ 電気事業費歳入歳出決算の審査に入り、桑野委員（自）より、(1)前年度繰越金について、(2)職員給から諸手当に流用した理由について、(3)研修費の支給科目及び臨時職員に對する研修費支給について、和平委員（勞）より、流用残の取扱いについて質疑あり、電源開発本部総務係長より答弁。

⑤ 林産物検査費歳入歳出決算の審査に入り、和平委員（勞）より、(1)職員給、諸手当に残額を生じた理由について、(2)定員の問題及び欠員補充の問題について、桑野委員（自）より、(1)補償金及び補填金支出の内容について、(2)訴訟費支出の内容及び買収した建物につ

いて質疑があり、林政課経理班長より答弁、午後客時十二分、一旦休憩、午後一時十二分再開。

(6) 北海道地方競馬費歳入歳出決算の審査に入り、桑野委員(自)より、(1)補償金及び補填金の内容及び事故補償の問題について、(2)馬券の保管及び未払分の取扱について、立原委員(自)より、予算を追加して不用額を生じている理由について、和平委員(労)より、騎手免許手数料の調定増の理由及び事故補償について質疑があり、畜産課係長より答弁。

(7) 北海道印刷所費歳入歳出決算の審査に入り、桑野委員(自)より(1)取扱業務の範囲について、(2)施設費、雑入の内容及び活字用鉛の購入量について質疑があり、印刷所庶務課長より答弁。

(8) 道有林野事業費歳入歳出決算の審査に入り、和平委員(労)より職員給の不用額及び給与水準について、桑野委員(自)より、(1)積立金の元金と普通会計に貸した分の償還の問題について、(2)土地売却代金の内容について、(3)生産物売却代金に關し売却の規則及び売却件数と最高額について、(4)金庫運用金利子の内容について、(5)公課費及び新営改築費の工事請負費、施設費の内容について、(6)経営調査費の委託料の内容とその支払先について、(7)前年度の積立金額について、(8)賠償及び償還金の内容及び利子の元金について質疑及び資料の提出要求があり、林政課係長より答弁があつて、一旦休憩午後三時二十分再開。

(9) 帳貸資金歳入歳出決算及び民有未墾地開発歳入歳出決算に關しては、質疑がなく、

(10) 次に医科大学歳入歳出決算の審査に入り、井野委員(社左)より欠損について、桑野委員(自)より、(1)二十六年より二十七年に繰越した過年度収入の取扱及び二十七年未済金の二十八年度における収入状況について、(2)体育会館の管理について質疑があり、医大会計課長、医大病院経理係長より答弁。

(11) 全部の質疑を終了、次回分科会は二月一日に開くことに決し、午

後四時二分散会。

総合開発調査特別委員会

〇二月二十六日 午前十一時三十分、議長室において小委員会を開議。

農地開拓部から提出された資料「根釧原野開拓農業の実態調査報告書」について拓務課長より説明を聴取、二瓶委員(協)より、調査地域の対象及び未開墾地域の積極的開発の問題について質疑、農地開拓部長、拓務課長より答弁、又未開墾地域開発の特殊立法措置の必要についても意見があり、次に宮北委員(協)より、既往における本道開拓の実状と今後における入殖問題解決のため農林省が考えている経営面積に検討を加え、入殖者の生活安定ができる適正な面積(二〇町「三〇町」を打出したい旨の意見があり、朝日主査(改)児玉委員(自)より、賛意を表し、朝日主査(改)より、二月五日頃までに案を作成されたい旨を述べ、午後一時四十分散会。

〇二月二十七日 午後一時四十分、議長室において開議。

① 坂東(秀)委員長(公)より、二十九年国費予算の折衝経過について報告、また朝日委員(改)より、小委員会においては二月六日に結論が出ることになつてゐる旨を報告。

② 次に二十九年国費予算について財政課係長より説明を聴取、西田(信)委員(自)より、(1)公共事業費の全国平均の増加に反し本道分の少の理由、特に住宅予算が二十八年度より減少していることについて、(2)住宅に対する補助率の問題について、山内委員(労)より、直轄と補助の差の調節について質疑があり、財政課係長、住宅課係長より答弁、宮北委員(協)より、土地改良等の補助折衝資料として三方所位のモデル地区を設定して資料を作成提出されたい旨の要求があり、一旦休憩、午後三時四十五分再開。

③ 北海道開発庁長官が来道の予定なので日程が判明次第委員会を招集すること、また同長官に対しては開発に関する意見書について、国費予算の補助率引上げについて、五カ年計画促進等について陳情することとし、午後四時散会。

網紀肅正に関する調査特別委員会

〇二月二十八日 午後二時十五分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、出納局内の不正事件に関し出納長より説明の申し出がある旨を述べ、出納長より説明を聴取、ついで滝川種幸場の一部焼失について同場よりの報告があつたのでこれを朗読。

② 次に昨年行つた監察長制度に関する自治庁照会について、西村(社左)・桑野(自)・時田(社右)各委員より意見があり、上京中の議長に回答促進方折衝を無電連絡することとし、又知事に対し要求した道幹部の卒先垂範の実態と今後の計画に関する回答については更に照会することとし、

③ ついで投書の取扱ひについて諮り、西田(正)(改)・時田(社右)委員より意見があり、取扱ひについては秘密会で検討することに決定、午後二時五十分休憩、(休憩中秘密会が開かれた)、午後四時三十分再開。

④ 委員長より投書については秘密会において、(1)既に委員会において検討されたもの(四件)、(2)中傷的で具体的表示のないもの(八件)、(3)小委員会現地調査で取扱ひ済のもの(四件)、(4)委員会で調査を要するもの(二件)に分類決定の旨を報告、この取り上げ方について西田(正)(改)・三宅(自)委員より意見があつた後、西村委員(社左)より、支庁長権限移譲に関する支庁長又は支庁長会よりの知事に対する要望事項について資料の提出要求があつて、午後四時四十分散会。

〇二月二十九日 午後一時三十分、議長室において開議。

① 大島委員長(改)より、監察長制度に関する自治庁照会について上京中の議長との無電連絡の結果を報告、汚職事件に関し道の提出資料により逐次審査を行う旨を述べ、太田診療所の麻薬取締法違反事件に関し、新川(労)・時田(社右)・西村(社左)・西田(正)(改)各委員より、処分取扱ひ及び休職給の問題について質疑があり、人事課次長、人事課人事係長より答弁。

② 後志支庁の抜根用火薬不合法格納事件に関し、事件経過について各委員より質疑があり、人事課係長より答弁。

③ 砂川保健所長の麻薬譲渡事件に関しは質疑がなく、余市保健所保健婦の麻薬譲渡事件に関し、新川委員(労)より、保健婦の麻薬取扱ひの権限について質疑、人事課係長より応答。

④ 渡島支庁主事の自治協会資金横領事件に関し、新川(労)・西村(社左)委員及び宮北副委員長(協)より協会事務の取扱ひについて質疑及び意見があり、

⑤ 旭川保健所事務補の歳入金横領事件に関し、新川委員(労)より(1)収入取扱ひ方法及び出納員の適不適について、(2)支庁における委任出納員たる次長の責任の問題について、(3)支庁税務課長の出納員任命の一貫性の問題及び土木現業所の総務課長が委任出納員と資金前渡官吏を兼ねている問題について質疑及び意見があり、出納長、総務課長より応答。

⑥ 渡島支庁の分を一括議題に供し、宮北副委員長(協)より、汚職者の処分に関し基本線を樹立すべきことについて、西村委員(社左)より、自治協会事務を支庁職員が兼ねている問題について意見があり、暫時休憩、午後三時五十分再開。休憩前に引続き、新川(労)・時田(社右)・西村(社左)各委員、宮北副委員長(協)及び委員長より、弁済の問題及び監督者の処分について質疑があり、人事課係長より答弁。

⑦ 西村委員(社左)より、釧路支庁における二十七年遊興飲食税

の更正決定問題について質疑があり、税務課監察係長より答弁、西村委員（社左）よりこの問題を取り上げ調査を行うことについて発言があり、ついで新川委員（労）より、(1)出張徴税の局払込みの実施状況について、(2)領収原符の様式変更に対する措置について質疑及び意見があり、又桑野委員（自）より、税外収入の出先機関取扱い分について質疑があり、税務課監察係長より答弁、西村委員（社左）より、発言の、釧路支庁における遊興飲食税過年度調定の問題については明日検討することとし、午後五時二十分散会。

〇二月三十日 午後零時十五分、議長室において開議。

① 大島委員長（改）より、昨日西村委員（社左）より発言のあつた釧路国支庁における昭和二十七年遊興飲食税の過年度調定問題について諮り、宮北副委員長（協）西田（正）（改）新川（労）時田（社右）各委員より、同問題の取扱い及び今後の委員会の進め方について意見があり、汚職事件に関する共通の問題、特異の問題を抽出して検討することとし、(1)領収原符受払の適正及び不用原符の措置、(2)遊興飲食税実績課税、(3)徴収道税郵便局払込励行、(4)異義申立の取扱い、(5)出納員任命の統一性及び委任出納員適格性と自覚の問題、(6)汚職事件発生による監督者の責任問題、(7)用度事務の明確化、(8)外郭団体における道職員兼務の問題、(9)汚職客疑者の休職給は二年を限度とすべきこと、(10)汚職について本人が認めた場合、起訴判決の如何によらず休職給を支給すべきでないこと、(11)保証人の保証期間の問題、(12)行政処分の一貫性、(13)身元保証書の問題、(14)出納員交替の場合の検査、(15)監査委員監査の立合人、(16)汚職の事前防止及び発生後の善後措置、(17)開拓農協と開墾補助の問題、の各項を抽出、暫時休憩、午後零時四十五分再開。

② 釧路国支庁の遊興飲食税過年度調定問題及び今後の委員会の方針等について、西村（社左）新川（労）西田（正）（改）時田（社右）各委員及び宮北副委員長（協）よりそれぞれ意見の交換があり、汚

職事件の審査が未了の分について審査を行い、次に公宅、カメラと進めること、過年度調定の問題については監査事務局の説明を求めることとし、午後一時五十分散会。





全國都道府縣議會議長會地方制度調查委員會

○一月十二日、東京都において開催、協議事項等次のとおり。
協議事項

- 一、警察制度について
- 二、教育制度について
- 三、常任委員会制度について

意見交換

地方制度の改革事項として予想される主なる事項について

- ①道府県の性格問題について
- ②府県の規模と道州制問題について
- ③国の地方出先機関の問題について
- ④首都制及び大都市制度の問題について
- ⑤知事選任の問題について
- ⑥議会の組織と運営問題について
- ⑦地方財政制度の問題について

全國都道府縣議會議長會臨時大會

○一月十三日、東京都において開催、協議事項等次のとおり。
報告事項

- 協議事項
- 一、地方制度調査会の経過について
 - 二、議会々館処分に關する経過について
 - 三、町村合併推進本部会議経過報告について

- 一、警察制度の改革に關する要望について
- 二、教育制度の改革に關する要望について
- 三、災害復旧費の施行年度割額の繰延反対要望について
- 四、社会保障費、公共事業費等の国庫補助率引下げ反対要望について
- 五、地方自治確立国会議員連盟寄付金について

八都道府縣議會議長會

○一月十六、十七の兩日、京都府において開催、協議事項次のとおり。

- 一、地方制度改革について
- 一、昭和二十九年度公共事業費の国庫補助削減反対について
- 一、昭和二十八年年度短期融資について
- 一、貿易振興について
- 一、在外公館に旧商務官制度の復活について
- 一、昭和二十九年年度議會費の新規計画について
- 一、議員のベースアップについて
- 一、海外出張について
- 一、八大議長會に加入せしめる県の取扱について

一道北部七縣議會事務局長會議

○一月二十七日、東京都において開催、協議事項次のとおり。

- 一、住宅対策協議會について（東北七県關係）
- 一、町村會併促進法第十一条の三の規定に基く条例制定の動きについて

- 一、国会法改正案要綱の発表により地方議会々議規則の動きについて
- 一、ブロック内慶弔について
- 一、ブロック内会議の運営について
- 一、請願、陳情の提出期限について

東北七縣北海道知事議長合同會議

○二月二十八日、東京都において開催、協議事項次のとおり。

- 一、道県財政計画について
- 一、東北興業株式会社の強化について
- 一、電力料金の値上実施反対について
- 一、国土総合開発の推進について
- 一、国有林野整備臨時措置法の期限延長について
- 一、災害復旧費の施行年割繰延善処方について
- 一、耕地災害復旧事業の国庫補助金について
- 一、生活保護費中医療扶助の財源措置について
- 一、自動車税の台帳（登録）課税について
- 一、消防施設強化促進法に基づく国庫補助額の増額について
- 一、教職員の増員抑制について
- 一、保温折衷苗代補助継続について
- 一、木炭検査費の一部国庫負担について

八都道府縣議會事務協議會

○二月三十日、兵庫県において開催、協議事項次のとおり。

- 一、議員福祉について
- 一、知事、市長、議員の同時選挙について
- 一、議員の給与所得について

- 一、二十九年年度議會費予算要求状況について
- 一、各都道府県の予算中議會費予算の占める割合について
- 一、各都道府県議會議員の給与改訂その他について
- 一、請願の取扱について
- 一、議會資料の換交について
- 一、八都道府県議會事務協議會々則について
- 一、各都道府県議會議員の団体保険について
- 一、第三十三回全国議長会定例会について
- 一、議員立法について
- 一、閉会中審査事件の議會継続について
- 一、議會における選挙と異議について





国会法改正案要綱

この要綱は、第十三国会から、第十九国会までの国会法等改正案起草小委員会で各委員から述べられた意見を取りまとめたものである。衆議院では、これに基づき各政党より改正意見の提出を求め、議院運営委員会でこれを調整成案を得ようとしているようである。

国会法改正案要綱

(昭和29・2全議事務局)

現行 国会法

改正及びその理由

第一章 国会の召集及び開會式

第一條 国会の召集詔書は、集会の期

日を定めて、これを公布する。

常会の召集詔書は、少くとも二十日前にこれを公布しなければならない。

い。

臨時会及び特別会（日本国憲法第五十四条により召集された国会をいふ）の召集詔書の公布は、前項によ

ることを要しない。

第二條 常会は、毎年十二月上旬にこれを召集する。但し、その会期中に議員の任期が満限に達しないように、これを召集しなければならない。

第二条中「十二月上旬」を「十二月一日から十日まで」に改める。

理由

上旬という言葉は不明確なので、日をもつて明瞭に十二月一日から十二月十日までの間にこれを召集するとした。

第二条の二 臨時会又は特別会は、常会と併せてこれを召集することができる。

理由

臨時会と常会又は特別会と常会とを併せて召集することができるよう規定した。

第三條 臨時会の召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

第三条 臨時会の召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で「衆議すべき件名を記載して、」議長を経由し内閣に要求書を提出しなければならない。

前項の要求書は、衆議院解散による総選挙の日から三十日以内、若しくは国会閉会の翌日から五十日以内又は常会の召集詔書が公布された後若しくはいずれかの議院の議長に既に要求書が提出された後は、これを提出することができない。

第一項の要求書がいずれかの議院の議長に提出されたときは、その院の議長は直ちにその旨を他の議院の

議長に通知しなければならない。

内閣は、第一項の要求書を受け取つたときは、その日から四十日以内に臨時会を召集しなければならない。

理由

1. 本条による要求をする場合には発議すべき件名を記載することにした。

2. 次の場合には、本条による要求ができないこととした。

イ 衆議院の解散による総選挙の日から三十日以内

ロ 国会閉会の翌日から五十日以内

ハ 常会の召集詔書が公布された後

ニ いずれかの議院の議長に既に要求書が提出された後

3. 本条による要求書が、いずれかの議院の議長に提出されたときは、その院の議長は直ちにその旨を他の議院の議長に通知すべきことを明記した。

4. 本条による要求があつたときは、内閣が、その召集を決定すべき期間を限定した。(この限定の期間については四十日説、三十日説、二十日説の三説がある。)

5. 本条は憲法第五十三条の規定と関連がある。従つて、本条に

つては、憲法上について二つの問題がある。

イ 旧憲法(第四十三条)では、臨時会は臨時緊急の必要ある場合に限つて召集することができるとしていたのに反し、現行憲法では臨時会について何らの制限規定がない、従つて、臨時会に付議すべき案件を限定し得るや否やの問題がある。

ロ 現行憲法では、内閣が臨時会の召集を決定する権限を持つており、本条による召集の要求書を受領したときに、その召集を決定するにつき、期限を附することは憲法上差支えないかどうかの点については、一応は差支えないように思われる。何となれば、この点については、旧憲法第七条に「天皇ハ帝國議會ノ停会ヲ命ズ」と規定し、停会の期間については、憲法上何らの制限もないにもかかわらず、議院法第三十三条によつて、その停会期間を十五日以内と制限する規定を設けたと同様であるからである。

第四條 参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定めて、参議院議長にこれを請求しなければならない。

第五條 議員は、召集詔書に指定された期日に各議院に集会しなければならない。

第六條 各議院において、召集の当日に議長若しくは副議長がないとき、又は議長及び副議長が共にないときは、その選挙を行わなければならない。

第七條 議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う。

第八條 国会の開会式は、会期の始めにこれを行う。

第九條 開会式においては、衆議院議長が、議長の職務を行う。

衆議院議長に事故があるときは、参議院議長が、議長の職務を行う。

第四條中「参議院の緊急集会を求めるには、」の下に「案件を明示して、」を加える。

理由

1. 本条は憲法第五十四条に関連がある条文である。

2. 本条は、前条に発議すべき件名を記載することにしたのに照応して、内閣が、参議院の緊急集会を求めるには、付議すべき案件を明示すべきものと改めた。なお、緊急集会については、別に特別法を設くべきものと考えられる。

第二章 國會の會期及び休會

第十條 常会の会期は、百五十日間とする。

第十一條 臨時会及び特別会の会期は、兩議院一致の議決で、これを定める。

第十二條 国会の会期は、兩議院一致の議決で、これを延長することができる。

第十三條 前二条の場合において、兩議院一致の議決に至らないときは、衆議院の議決したところによる。

第十條

本条は、憲法第五十二條、第五十九條第四項、第六十條第二項、第六十一條及び第六十七條の規定と関連がある。何となれば、本条の常会の会期百五十日を短縮する場合には、憲法に規定する六十日、三十日及び十日の期間をも短縮する必要があるからである。

第十三條 前二条の場合において、兩議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは「衆議院の議決したところによる。」

理由

本条の制定にあたり、兩議院一致の議決に至らないときは、必ずしも参議院と衆議院の議決が一致しないときだけを指すものではなく衆議院側において議決したにもかかわらず、参議院側において議決しなかつた場合をも予想していたのであるが、今回これを明瞭に書き改めたに過ぎない。

第十四條 国会の会期は、召集の当日からこれを起算する。

第十五條 国会の休会は、兩議院一致の議決を必要とする。

各議院は、十日以内においてその院の休会を議決することができる。

(第二回国会において本項改正)

各議院は、議長において緊急の必要があると認めたととき、又は総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、国会の休会中又はその院の休会中でも會議を開くことができる。

第十五条 国会の休会は、兩議院一致の議決を必要とする。

国会の休会中各議院は、議長において緊急の必要があると認めたととき又はその院の総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、兩議院の議長は、協議の上その院の會議を開くことができる。

前項の場合における會議の日数は憲法及び法律に定める休会の期間にこれを算入する。

各議院は、十日以内においてその院の休会を議決することができる。

理由

本条は、憲法第五十九条、第六十条、第六十一条及び第六十七条等に関連がある。

現行法では、国会の休会中にもかかわらず、一院が他院と何等の交渉なしで、會議を開き得ることになつており、又憲法その他の法律に定めてある休会中の期間の計算についても疑義を生ずるおそれがあるので、明確にこれを規定した。

第三章 役員及び經費

第十六條 各議院の役員は、左の通りとする。

第十六条

本条は、憲法第五十八条の規定と

一 議長

二 副議長

三 仮議長

四 常任委員長

五 事務総長

第十七條 各議院の議長及び副議長は各々一人とする。

第十八條 各議院の議長及び副議長の任期は、各々議員としての任期による。

第十九條 各議院の議長は、その議院の秩序を保持し、議事を整理し、議院の事務を監督し、議院を代表する。

第二十條 議長は、委員会に出席し発言することができる。

第二十一條 各議院において、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

第二十二條 各議院において、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選挙し議長の職務を行わせる。

議院は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

第二十三條 各議院において、議長若しくは副議長が欠けたとき、又は議長及び副議長が共に欠けたときは、直ちにその選挙を行う。

第二十四條 仮議長の選挙の場合及び

関連があり、役員を廃止することはできない。但し、いかなる範圍にするかは別問題である。

第二十二條第一項の次に次の一項を加える。

前項の選挙の場合には、事務総長が、議長の總務を行う。

理由

仮議長の選挙の場合を第二十四條からはずして本条に移し整理した。

第二十四條 前条前段の選挙において

前条の選挙において議長職務を行
う者が不在の場合には、事務総長が、
議長の職務を行う。

第二十五條 常任委員長は、各議員に
おいて各々その常任委員の中からこ
れを選挙する。

第二十六條 各議院に、事務総長一人
参事その他必要な職員を置く。
第二十七條 事務総長は、各議院にお

副議長若しくは議長に事故がある場
合、又は前条後段の選挙の場合には
事務総長が、議長の職務を行う。
理由

現行第二十四条の前条の選挙にお
いて議長職務を行ふ者が不在場
合が不明瞭であるので、これを明
かにしたに過ぎない。

第二十五條

一、本条は憲法第五十八条に關連
する。即ち、常任委員長を議院
の役員からはずせば、その選任
については、常任委員の互選に
することもできるが、これを議
院の役員とすれば、憲法により
議院の選挙によらなければなら
ない。

二、なお、本条の運営の問題とし
て次の三説がある。

イ、常任委員長は與党からのみ
選出すべしとの説

ロ、各派の所属議員数の比率に
より各派に按分して選出すべ
しとの説

ハ、常任委員長の選出について
は長老制 (Seniority system)
をとるべしとの説

いて国会議員以外の者からこれを選
挙する。

参事その他の職員は、事務総長が、
議長の同意及び議院運営委員会の承
認を得てこれを任免する。(第二回
国会において本項改正)

第二十八條 事務総長は、議長の監督
の下に、議院の事務を統理し、公文
に署名する。

参事は、事務総長の命を受け事務
を掌理する。

第二十九條 事務総長に事故があると
き又は事務総長が欠けたときは、そ
の予め指定する参事が、事務総長の
職務を行う。

第三十條 役員は、議院の許可を得て
辞任することができる。但し、閉会
中は議長において役員の辞任を許可
することができる。

第三十條の二 各議院において特に必
要があるときは、その院の議決をも
つて、常任委員長を解任することが
できる。(第二回国会において本条
追加)

第三十一條 役員は、官吏と兼ねるこ
とができない。

第三十條の二

本条を削除すべしとの説がある。

なお、本条がなくても、常任委員
長を解任できるかの問題について
は、本条がなければ、法律上は解
任できないものと解さなければなら
ない。

第三十一條 役員は「特に法律に定め
のある場合を除いては、国若しくは
地方公共団体の公務員又は公共企業
体の役員若しくは職員」と兼ねるこ
とができない。

議員にして前項の職務を兼ねてゐる者が、議院の役員に選任されたときは、その兼ねている職は解任されたものとする。

理由

議院の役員は、官吏と兼ねることができないとあるが、国家公務員法の制定に伴い、国又は地方公共団体の公務員と改めるほか、公共企業体の役員をも兼ねることができないこととした。但し、皇室典範及び皇室経済法によれば議長副議長は、当然に皇室会議及び皇室経済会議の議員となることになつてゐるので、これを除外した。なお、議員が議院の役員に選任された場合は、兼ねている国家公務員等の地位が当然消滅するのであるが、これを第二項において明かにしたに過ぎない。

第三十二條 兩議院の経費は、独立し

て、国の予算にこれを計上しなければならぬ。

前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

第四章 議員

第三十三條 各議院の議員は、院外に

おける現行犯罪の場合を除いては、会期中その院の許諾がなければ逮捕

されない。

れない具体的な場合を定めた規定である。

第三十三條の二 各議院は、現行犯罪の場合を除いては、会期前に逮捕された議員の釋放を要求することができる。

理由

本条は、憲法第五十條に関連があり、会期前に逮捕された議員の釋放を議院が要求する場合についての規定であり、且つ、国会法第三十三條と對をなすべきものである。この条文がない現在では、罪のいかんにかかわらず会期前に逮捕された者の釋放を要求できることになつてゐるが、それは著しく国会法第三十三條の規定と均衡を失つてゐるので、それと平仄を合せたものである。

第三十三條の三 内閣又は所轄裁判所

は、会期前に逮捕された議員があるときは、その議員の属する議院の議長に、召集日の前日までに令状の寫を添えて、その氏名を通知しなければならぬ。

理由

本条は、前条と同じく憲法第五十條に関連がある。憲法は、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釋放しなければならぬと定めてゐる

ので、その逮捕された議員の釋放を要求することがあることを前提として、内閣又は所轄裁判所に、逮捕された議員の氏名を通知せる義務を規定したものである。

第三十三條の四 議員が、逮捕された議員の釋放を要求するには、議員二十人以上の連署をもつてその理由を附した要求書を議長に提出しなければならない。

理由

本条は、現行法にその規定がなかったため、新たに会期前に逮捕された議員の釋放要求に関する手続を規定したものである。

第三十四條 参議院の緊急集中中、参議院の議員は、院外における現行犯罪の場合を除いては、参議院の許諾がなければ逮捕されない。

参議院の緊急集中前に逮捕された参議院の議員は、参議院の要求があれば、緊急集中中これを釋放しなければならぬ。

第三十四條第二項中「参議院の議員は、」の下に「現行犯罪の場合を除いては、」を加え、同条に次の一項を加える。

理由

本条も前二条と同様憲法に關連がある。第二項は第三十三條の二を新設した關係上これを改めた。第三項の追加は、前二条の逮捕議員の氏名通知の規定及び釋放要求に關する手続を緊急集中にも適用することにしたものである。

第三十四條の二 各議院の議員の逮捕につきその院の許諾を求めるには、

内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を発する前に内閣へ提出した要求書の寫を添えて、これを求めなければならない。(第二回国会において本条追加)

第三十五條 議員は、一般官吏の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

第三十五條 議員は、「一般職の国家公務員」の最高の給料額より少くない歳費を受ける。

理由

1. 本条は、憲法第四十九條に關連があり、憲法に定める相当額の歳費を受けるとの規定を具体化したものである。

2. 国家公務員法が制定されたので、一般官吏を一般職の国家公務員と改めた。

3. 歳費の性質にかんがみ、現在の通信費、滞在雜費、秘書の給料等を合せて一本建とし、議員の地位を維持するに足りるものとすべしとの説がある。

4. 本条と關連して、現在議員より高い俸給を受けている特別職の職員に俸給について検討すべしとの説もある。

5. 参考までにその表を次に掲げる。

議員より高い俸給を受けている国家公務員

官 職 名	俸 給 額
内閣総理大臣	110,000円
最高裁判所長官	
国 務 大 臣	
国立国会図書館の館長	
最高裁判所判事	60,000円
検 事 総 長	
人事官及び検査官	
国家公安委員会委員	
大 使 (三号俸)	
内閣官房長官	
各議院事務局長	
公正取引委員会委員長	
土地調整委員会委員長	
文化財保護委員長	30,000円
地方財政審議会々長	
宮 内 庁 長 官	
東京高等裁判所長官	
大 使 (二号俸)	
公 使 (三号俸)	

第三十六條

本条に基きなるべく速やかに議員退職年金法を制定すべきである。

第三十七條

議員は、別に定める規則に従い、会期中及び公務のため自由に国有鉄道に乘車することができ

る。

第三十八條

議員は、会期中公の書類を郵送し及び公の性質を有する通信をなすため、別に定めるところにより手当を受ける。

第三十九條

議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官、政務次官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。但し、国会の議決に基き、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参與その他これに準ずる職務に就く場合は、この限りでない。(第二回国会及び第六回国会において本条改正)

第三十八條

歳費中に本条による通信費が含まれるときは、これを削除すべきである。

第三十九條中「地方公共団体の公務員」

の下に「又は公共企業体の役員若しくは職員」を加える。

理由

1. 本条は、第三十一条と同様の理由によつて改めた。

2. なお、本条に関しては、議員が兼務できる職を別の法律で明記し、本条を次のように改むべしとの説がある。

議員は、その任期中別に法律で定めた職を除いては他の職を兼ねることができない。
3. 参考までに議員が兼ねることのできる官職を掲げる。

議員が兼ねることのできる官職

官 職	法 規
内閣総理大臣その他の國務大臣	国会法第三十九條
内閣官房長官、政務次官	前段
皇室會議々員及び同予備議員	皇室典範第二十八條、第三十條及び第三十一條
皇室經濟會議々員及び同予備議員	皇室經濟法第八條、第九條及び第十一條
首都建設委員會委員	首都建設法第五條

順序だからである。

第四十一条を第四十二条に改め、同条第二項を次のように改める。

第二項 議員は、必ず二箇の常任委員となる。但し、議長、副議長、内閣

総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官及び政務次官は、この限りでない。又、同時に二箇を超える常任委員となることができない。

理由

1. 現在は議長、副議長、國務大臣及び政務次官でも必ず一箇の常任委員とならなければならないが、実際の運営上、これらに除外例を認めることを妥当としたものである。

2. なお、現在二箇の常任委員となる場合には、その一箇は五つの特定の常任委員のうちからということになっているがこの制限を撤廃した。

第四十二条を第四十一条に改める。

本条の第一項の本文はそのままとし、各号の整理統合を次のような標準によつた。

1. 行政機構の改革に伴い、人事委員会を廃止して、内閣委員会に併合、電気通信委員会を廃止して、これを郵政委員会に併合すること。

2. 図書館運営委員会を廃止して

第四十一条 常任委員は、会期の始め

に議院において選任し、議員の任期

中その任にあるものとする。

議員は、少くとも一箇の常任委員

となる。但し、同時に二箇を超える

常任委員となることができない。二

箇の常任委員となる場合には、その

一箇は、予算委員、決算委員、議院

運営委員、懲罰委員又は図書館運営

委員に限る。(第二回国会において

本項改正)

第四十二条 各議院の常任委員会は、

左の通りとし、その部門に属する議

案(決議案を含む)。諸願、陳情書

等を審査する。(第二回国会、第三

回国会及び第六回国会において本項

改正)

一 内閣委員会

二 人事委員会

三 地方行政委員会

四 法務委員会

鉄道建設審議会委員	鉄道敷設法第六
国土総合開発審議会委員	国土総合開発法第
日本ユネスコ国内	ユネスコ活動に關
委員会委員	する法律第九條
北海道開発審議会委員	北海道開発法第十
積雪寒冷地帯振興対策審議会委員	積雪寒冷地帯振興臨時措置法第
振興臨時措置法第	十三條
農山漁村振興促進法第	農山漁村振興促進法第
十二條	十二條
海岸砂地地帯振興臨時措置法第	海岸砂地地帯振興臨時措置法第
九條	九條
飼料需給安定審議会委員	飼料需給安定法第
十條	十條
中央青少年問題協議會委員	青少年問題協議會設置法第三條
離島振興対策審議会委員	離島振興法第十一
條	條
細地農業改良促進法第	細地農業改良促進
十二條	十二條
檢察官適格審査會委員及び予備委員	檢察官法第二十三
條	條
社會保障制度審議会委員(推薦)	社會保障制度審議
會設置法第五條	會設置法第五條
地方制度調査會委員(推薦)	地方制度調査會設
置法第六條	置法第六條

第五章 委員及び委員會

第四十條 各議院の委員は、常任委員及び特別委員とする。

第五章「委員及び委員會」を「委員會及び委員」に改める。

第四十條 各議院の委員會は、常任委員會及び特別委員會の二種とする。

理由

現在委員及び委員會とあるのを、委員會の設置があつて、委員が選任されるので、その順序を変えたのである。即ち、委員會の設置、それから権限につき規定するのが

- 五 外務委員会
 - 六 大蔵委員会
 - 七 文部委員会
 - 八 厚生委員会
 - 九 農林委員会
 - 十 水産委員会
 - 十一 通商産業委員会
 - 十二 運輸委員会
 - 十三 郵政委員会
 - 十四 電気通信委員会
 - 十五 労働委員会
 - 十六 建設委員会
 - 十七 経済安定委員会
 - 十八 予算委員会
 - 十九 決算委員会
 - 二十 議院運営委員会
 - 二十一 懲罰委員会
 - 二十二 図書館運営委員会
- 兩議院は、国の行政機関が設置若しくは廃止されたとき、兩院法規委員会の勧告があつたとき又は特に必要があると認めるときは、前項に定める以外の常任委員会を設け又は前項に定める各常任委員会を併合することが出来る。この場合その委員会は、兩院ともに同じでなければならぬ。(第二回国会において本項改正)

3. 懲罰委員会を特別委員会とすること。
4. その他、常任委員会の改廃統合については、行政機構の改革に伴い適当に考慮するべきである。
5. 又、現在の常任委員会については各省別によることを廃して事項別にしてはとの説がある。
6. なお、予算委員会のあり方については、予算を伴う法律案の審議方法と合せて考究すべき点がある。又、予算委員会を歳入委員会と歳出委員会に分けるとの意見もあるが、予算を分割して審議するには、財政法と国会法の改正を要するものと考えられる。若し財政法を改正せずに現在のままとすれば、予算の審議について歳入委員会と歳出委員会とは連合審査会を開かなければならず、連合審査会においては、表決権がないから、その点について考慮しなければならぬ。又予算を歳入法案と歳出法案とに外国の如く分けるとすれば、憲法を改正して、予算と法律の区別をなくさなければできないことである。
7. 常任委員会の数を、兩院同数

第四十三條 各常任委員会には、少くとも二人の国会議員でない専門の知識を有する職員(これを専門員という)。調査員及び調査主事を常置する。但し、議院において不必要と認めたものについては、この限りでない。(第二回国会において本項改正)

専門員は、相当額の報酬を受ける。(第二回国会及び第六回国会において本項改正)

専門員は、その職を辞した後一年間は、内閣行政各部におけるいかなる職務にも就くことができない。

(第二回国会において本項改正、第六回国会において本項削除)

第四十四條 各議院の常任委員会は、他の議院の常任委員会と協議して合同審査会を開くことができる。

第四十五條 特別委員は、常任委員会の所管に属しない特定の事件を審査するため、議院において選任し、その委員会に付託された事件が、その

のものとなればならぬかについて議論がある。

第四十一條第二項を削除する。

理由

兩院法規委員会を廃止する建前上本項による「兩院法規委員会の勧告があつたときは」を削除する必要がある、その他は当然のことを規定したもので、これを削除する。

第四十三條

若し、専門員を廃止しようとすれば、本条は不要。

専門員制度の存否については、別に検討すべきである。廃止後の専門員の配置については、国会図書館の立法考査局あるいは兩院の法制局等に配置転換すべきであるとの説がある。

第四十五條 特別委員会は、常任委員会の所管に属しない特定の案件を審査する。

特別委員は議院において選任し、

院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、その委員がこれを互選する。

第四十六條 常任委員及び特別委員は

各派の所属議員数の比率により、これを各派に割当て選任する。

前項により委員が選任された後、各派の所属議員数に異動があつたため、委員の各派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第四十一条第一項の規定にかかわらず議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。(第二回国会において本項追加)

第四十七條 常任委員会及び特別委員

会は、会期中に限り付託された事件を審査する。

その委員会に付託された案件が、その院で議決されるまでその任にあるものとする。

特別委員長は、委員会においてその委員がこれを互選する。

理由

本条は、第四十二条第一項及び第四十一条第一項との関連においてその平仄を合せるための字句の整理にすぎない。

第四十六條第二項中「議長は、」以下を次のように改める。

議長は、第四十二条第一項及び第四十五条第二項の規定にかかわらず議院運営委員会の議を経てこれを変更することができる。

理由

第二項は、前項により委員が選任された後、各派の所属議員数に異動があつたために、委員の各派割当数を変更する必要があるときは議長は、常任委員会の委員の任期に関する規定にかかわらず変更することができる」と規定しているのであるが、特別委員の任期に関する規定、第四十五条の第二項が記載してないので、これを追加したものである。

第四十七條第一項中「事件」を「案件」に改め、第二項を次のように改める。

常任委員会及び特別委員会は、各

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された事件については、閉会中もお、これを審査することができる。

議院の議決で特に付託された議案については、閉会中もお、これを審査することができる。但し、特別委員会は各議院の議決があつたときは調査事件について閉会中もお、これを調査することができる。

理由

委員会は常任たると特別たるを問わず、閉会中の審査は議案のみに限定したこと、但し、特別委員会については調査事件につき特別の議決があつた場合に限り特例を認めた、従つて、常任委員会は閉会中、国政調査をなすことができなくなつた、その結果衆議院規則第九十四条の建前にかへつて会期中に限つて国政調査ができることにしたのである。

なお、第一項の案件と改めたのは第四十五条の改正と平仄を合せたものである。

第四十八條 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第四十九條 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第四十九條 委員会は、その委員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開くことができない。又、その委員の半数以上の出席がなければ、議決することができない。

理由

本条は、委員会運営の実際にかんがみ、議事定足数と議決定足数と

第五十條 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

第五十一條 委員会は、一般的関心及び目的を有する重要な案件について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験者等から意見を聴くことができる。

総予算及び重要な歳入法案については、前項の公聴会を開かなければならない。

第五十二條 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる。但し、その委員会の決議により秘密会とすることができる。

委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第五十三條 委員長は、委員会の経過及び結果を議院に報告しなければならない。

第五十四條 委員会において廃棄された少数意見は、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告する。

を分けた。

第五十一条第二項 削除理由

短期の臨時国会においては、事実上公聴会を開けない場合もあるしまた、継続審査について二度公聴会を開くことを義務づける必要ありやの疑問があるので、これを削除したのである。

第五十二条

本条は、憲法第五十七条と間接的に関連がある。

本条に關しては次の意見がある。

1. 委員会を原則として非公開とすべしとの説。

2. 現行の如く制限公開を原則とし、各委員長の申合せにより運営の面において非公開と同様の目的を達すべしとの説。

なお、非公開と秘密会とは法律的には何ら変るところがない。

第五十四条第一項及び第三項を次のように改める。

第一項 委員会において廃棄された

ることができる。

議長は、少数意見の報告につき時間を制限することができる。

少数意見者が簡明な少数意見の報告書を議長に提出したときは、委員会の報告書と共にこれを会議録に掲載する。

少数意見で、出席委員三分の一以上の賛成があるものは、委員長の報告に次いで少数意見者がこれを議院に報告することができる。

第三項 少数意見者が、その賛成者と連署して簡明な少数意見の報告書を議長に提出したときは、委員会の報告書とともにこれを会議録に掲載する。

理由
1. 本条は、委員会において廃棄された少数意見は、現在是一名でも委員長の報告に次いで議院に報告することになっているのを改め、なお、他の改正条文と平仄をあわせて、その出席委員三分の一以上の賛成がなければ報告することができないことにした。

2. 次に、第三項は少数意見書を議長に提出する場合に賛成者の署名を要することにした。

第六章 會議

第五十五條 各議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを議院に報告する。

議長は、特に緊急の必要があると認めたときは、会議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

る。(第二回国会において本項追加)

第五十五條の二 議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員会が選任する小委員と協議することができる。但し、議長は小委員の意見が一致しないときは、これに拘束されない。(第二回国会において本条追加)

第五十六條 すべて議員は、議案を発議することができる。

議案が発議又は提出されたときは議長はこれを適當の委員会に付託し、その審査を経て會議に付する。但し特に緊急を要するものは、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

委員会において、議院の會議に付するを要しないと決定した議案は、これを會議に付さない。但し、委員会の決定の日から休会中の期会を除いて七日以内に議員二十人以上の要求があるものは、これを會議に付さなければならない。

前項但書の要求がないときは、その議案は廃案となる。

前二項の規定は、他の議院から送付された議案については、これを適用しない。

第五十六條第一項を次のように改める。

議員が議案を発議するには、議員二十人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、総議員の四分の一以上の賛成を要する。

理由

本条は、憲法第四十一条と関連がある。憲法第四十一条には国会は国の唯一の立法機関であると規定し、議員の議案の発議権には何らの制限も付していない、従つて、これを制限すると、議員の発議権を侵害して、憲法に違反するものではないかという問題が生ずるが、然し、提案権を全く認めないのでなく、議事手続として賛成者何名を要するというのが如き条件を附加することは、憲法に認められている枠内と考えられるので現行法では議案を発議するには、一人の賛成者も必要としていないのである。

るが、これを二十人以上の賛成者を要することとしても別に議員の提案権の侵害にはならない。なお特に予算を伴う法律案の提案についてはこれを加重して総議員の四分の一以上の賛成者を要することとした。

第五十六條第二項但書を次のように改める。

但し、発議者又は提出者の要求に基き特に緊急を要するものと認められたものは、議院の議決で委員会の審査を省略することができる。

理由

1. 第二項但書の改正により、内閣又は他の議院から提出した議案につき委員会の審査省略を要求することができることを明らかにした。

2. なお、本項については、議案が発議又は提出されたときは、議長は、まず議院運営委員会に諮り、會議において趣旨の説明をきくかどうかを決定し、説明をきくに決した議案についてはその説明をきいた後に、その他の議案については、直ちにその議案を適當な委員会に付託してはどうかとの説がある。

第五十六條第三項但書を次のように改める。

但し、委員会の決定の日から休会中の期会を除いて七日以内に総議員の五分の一以上の要求があるものは、これを会議に付さなければならぬ。

理由

第三項は、第一項の但書と均衡をとつたものである。

第五十六條の二 一の議院に発議又は提出された議案と同一の議案は、他の議院でこれを発議することができない。但し、兩議院の議決を要しないものは、この限りでない。

理由

これは旧衆議院規則第八十六條、旧貴族院規則第六十七條に同種の規定があつたのであるが、同一の議案を兩院で同時に審議することを防ぐために設けたものである。

第五十六條の二 各議院に発議又は提出された議案につき、議院運営委員会が特にその必要を認めた場合は、議院の会議において、その議案の趣旨の説明を聴取することができる。

(第二回国会において本条追加)

第五十六條の三 各議院は、委員会の審議中の事件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

前項の中間報告があつた事件について、議院が特に緊急を要すると認

めたときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができる。

委員会の審査に期限をつけた場合その期間内に審査を終らなかつたときは、議院の会議においてこれを審議するものとする。但し、議院は、委員会の要求により、審査期間を延長することができる。(第二回国会において本条追加)

第五十七條 議案に対する修正の動議を議題とするには、二十人以上の賛成を要する。

について、議院が特に緊急を要すると認めたときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議することができる。

理由

本条は、中間報告を求められて、次の会議までに報告しなかつた事件については、報告があつたものと同様に取扱ふこととしたものであり、又「事件」には国政調査事件は含まないことを明らかにした。

第五十七條 議案につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、議員二十人以上の賛成を要する。

理由

現行法によれば、委員会における修正の動議を議題とするにも二十人以上の賛成を要するものと解せられるので、本条の適用を本会議のみに限定することを明らかにしたものである。

第五十七條の二 予算につき議院の会議で修正の動議を議題とするには、議員四十人以上の賛成を要する。但し、予算総額を増額修正する場合に於ては総議員の三分の一以上の賛成を要する。

理由

本条は現行法では、すべての議案につき修正の動議を議題とするには二十人以上の賛成を要することになつてゐるが、予算を他の法律

を修正し又は撤回するには、その院の承諾を要する。

第六十條 各議院が提出した議案については、その委員長（その代理者を含む）又は発議者は、他の議院において、提案の理由を説明することができる。

第六十一條 各議院の議長は、質疑、討論その他の発言につき、予め議院の議決があつた場合を除いて、時間を制限することができる。（第二回国会において本項改正）

議長は、定められた時間制限に対して、出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、議院に諮らなければならない。（第二回国会において本項追加）

議長が時間制限のため発言を終らなかつた部分につき特に議院の議決があつた場合を除いては、議長の認める範囲内において、これを会議録に掲載する。

第六十二條 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第六十三條 秘密会議の記録中、特に修正し、又は撤回することはできない。

理由
本条の但書は当然のことを疑義なからしむるために明記したものである。

第六十一條第二項中「議長は、」の下に「討論を用いないで」を加える。

理由
異議の申立てについては、討論を用いないのが例である。

案と区別しその賛成者を四十人以上とした、なお、予算総額を増額修正する場合には更にこれを加重した。第五十六條第一項但書の規定に平仄をあわせて予算総額を増額修正する場合を総議員の三分の一以上の賛成を要するものとした。

第五十七條の三 各議院又は各議院の委員会は、予算総額を増額修正する場合又は委員長提出及び議員の発議にかかる予算を伴う法律案については、内閣に対して意見を述べる機会を與えなければならない。

理由
本条は、予算を増額修正する場合又は委員長提出及び議員の発議にかかる予算を伴う法律案につき政府の財政上の意見を述べしめる機会を與えたものである。又予算を伴う法律案発議に関する第五十六條第一項但書の規定と同様の趣旨で、予算を伴う法律案を慎重に取扱う意味のものである。

第五十九條に次の但書を加える。

但し、一の議院で議決した後は、

第五十八條 内閣は、一の議院に議案を提出したときは、予備審査のため提出の日から五日以内に他の議院に同一の案を送付しなければならない（第二回国会において本条改正）

第五十九條 内閣が、各議院の会議又は委員会において議題となつた議案

秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第六十四條 内閣は、内閣総理大臣が欠けたとき、又は辞表を提出したときは、直ちにその旨を兩議院に通知しなければならない。

第六十五條 兩議院の議決を要する議案について、最後の議決があつた場合、及び衆議院の議決が国会の議決となつた場合には、衆議院議長からその公布を要するものは、これを内閣を経由して奏上し、その他のものは、これを内閣に送付する。

内閣総理大臣の指名については、衆議院議長から、内閣を経由してこれを奏上する。

第六十六條 法律は、奏上の日から三十日以内にこれを公布しなければならない。

第六十七條 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付しその過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。

第六十八條 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七條第二項の場合には、こ

第六十五條第一項中「兩議院の議決」を「国会の議決」に改める。

理由
疑義なからしめるための字句の整理である。

第六十七條

本条は憲法第九十五條に関連する条文である。

第六十八條 但書を次のように改める。

但し、第四十七條第二項の場合には再びその議案を発議し又は提出する

の限りでない。(第二回国会において、本条但書追加)

第七章 國務大臣及び政府委員

第六十九條 内閣は、国会において國務大臣を補佐するため、兩議院の議長の承認を得て政府委員を任命することができる。

第七十條 國務大臣及び政府委員が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第七十一條 委員会は、議長を経由して國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

七十二條 委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説

ことを要しない。

理由

本条但書の規定は、会期不継続の原則に対する例外規定、即ち第四十七條第二項の場合には、その議案に対する会期中の意思がそのまま次の会期に継続する規定と解されるおそれがあるので、これを案件不継続に対する例外規定、即ち継続されるのは議案だけなることを明らかにしたものである。

第六十九條

本条については、政府委員たるものの資格の制限(各省の局長以上)を規定してはどうかとの論もあるが、また、本条の運用の面で、兩院議長の申合せのごときものでその目的を達してはどうかとの論もある。

明を求めることができる。

最高裁判所長官又はその指定する代理人はその要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができ。 (第二回国会において第一項改正、第二項追加)

第七十三條 議院の会議及び委員会に關する報告は、議員に配付すると同時に、これを國務大臣及び政府委員に送付する。

第八章 質問及び自由討議

第七十四條 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならぬ。

議長は承認しなかつた質問について、その議員から異議の申立があつたときは、議長は、これを承認するかどうかを議院に諮らなければならない。

議長又は議員の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を

第七十三條中「委員会に關する報告」を「委員会の會議に關する報告」に改める。

理由

本条は、前段が議院の會議とあるのに照應した單なる字句の整理である。

第八章「質問及び自由討議」を「質問」に改める。

第七十四條第一項中「各議院の」を削り、第二項を次のように改める。

質問は、簡明な主意書を作り、議員二十人以上賛成者の連署をもつてこれを議長に提出しなければならない。

理由

本条は、議案の発議について議員二十人以上の賛成を必要としたことに平仄をあわせたものである。

會議録に掲載する。

第七十五條 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答弁をしなければならぬ。その期間内に答弁をしないときは、理由を明示することを要する。

第七十六條 質問が、緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

第七十七條 質問に対する内閣の答弁に關し、議員の動議により、討論又は表決に付することができる。

第七十八條 各議院は、國政に關し議員に自由討議の機会を與えるため、少くとも、三週間に一回その會議を開くことを要する。但し、議院運営委員會の決定があつた場合は、この限りでない。 (第二回国会及び第六回国会において本項改正)

自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。

自由討議における發言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては議長がこれを定める。

第七十五條第二項中「理由」の下に「及び答弁をなしうる期日」を加える。

理由

本条は、内閣が質問主意書を受取つて七日以内に答弁ができないときに、その理由を明示することになつてゐるが、法律で答弁の期間を規定してゐるので、その理由とともに答弁をなしうる期日も明示することとしたものである。

第七十七條 削除

理由

本条は、何らの実益がないからである。

第七十八條 削除

理由

本条は、自由討議の実施状況にかんがみて、その必要なしと認めることによる。

第九章 請 願

第七十九條 各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第八十條 請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する。

委員会において、議院の會議に付するを要しないと決定した請願は、これを會議に付さない。但し、議員二十人以上の要求あるものは、これを會議に付さなければならない。

第八十一條 各議院において採択した請願で、内閣において措置するを適當と認めたものは、これを内閣に送付する。

内閣は、前項の請願の處理の経過を毎年議院に報告しなければならない。

第八十二條 各議院は、各別に請願を受け互に干預しない。

第十章 兩議院關係

第八十三條 国会の議決を要する議案を甲議院において可決し、又修正したときは、これを乙議院に送付し、否決したときは、その旨を乙議院に通知する。

第八十條第二項但書中「議員二十人以上」を「總議員五分の一以上」に改める。

理由

本条は、第五十六條第三項の規定に伴いこれに平仄をあわせたものである。

乙議院において甲議院の送付案に同意し、又は否決したときは、その旨を甲議院に通知する。

乙議院において甲議院の送付案を修正したときは、これを甲議員に回付する。

甲議院において乙議院の回付案に同意し、又は同意しなかつたときは、その旨を乙議院に通知する。

は、直ちにこれらの議案を衆議院に返付しなければならない。但し、第八十四条第二項によつて兩院協議会を求め、衆議院がこれに同意したときは、この限りでない。

理由

本項は、現行法では第六十五條によつて国会の議決を要する案件について、公布を要するものはすべて衆議院議長から内閣を経由して奏上することになつてゐるので、当然にその原案を衆議院が保持する必要がある。また、憲法第五十九條第二項によつて参議院が否決した法律案について、衆議院で再議決ができることになつてゐるがその場合に議決の對象たる原案がないので、これを返付することを規定したものである。

第八十三條の二 衆議院が憲法第五十九條第四項の規定による議決をしたときは、その旨参議院に通知する。参議院は、前項の通知を受け取つたときは、直ちに衆議院からの送付又は回付の議案を返付しなければならない。

理由

本条は、憲法第五十九條第四項の規定によつて参議院が衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以

第八十四條 法律案について、衆議院
において参議院の回付案に同意しな
かつたとき、又に参議院において衆

内に議決しないときは、衆議院は
参議院がその法律案を否決したも
のとみなすことができることにな
っているが、現行法によれば、そ
の議決をしたときに参議院にその
旨を通知する規定がないので参議
院はそのまま審議を継続して、若
し可決した場合には衆議院の否決
とみなした議決との間に効力問題
が生ずるので、その疑義をなから
しめた。

なお、その場合更に衆議院が再
議決する場合に、現行のままでは
その原案が参議院から返付されな
いので議決の対象物たる議案を持
たないで議決しているの、それ
らの不備を救済するための規定で
ある。

第八十三条の三 甲議院から送付され
た議案を乙議院において継続審査し
次の会期で可決し又は修正したとき
は、第八十三条の例による。

理由

本条は、第六十八条の但書によつ
て当然かくあるべきものであり、
従来先例もまたその通り行われ
てきたものを成文化したものであ
る。

議院の送付案を否決し及び衆議院の
回付案に同意しなかつたときは、衆
議院は、兩院協議会を求めることが
できる。

参議院は、衆議院の回付案に同意
しなかつたときに限り前項の規定に
かわらず、その通知と同時に兩院
協議会を求めることができる。但し
衆議院は、この兩院協議会の請求を
拒むことができない。

第八十五條 予算及び衆議院先議の条
約について、衆議院において参議院
の回付案に同意しなかつたとき、又
は参議院において衆議院の送付案を
否決したときは、衆議院は、兩院協
議会を求めなければならない。

参議院先議の条約について、参議
院において衆議院の回付案に同意し
なかつたとき、又は衆議院において
参議院の送付案を否決したときは、
参議院は、兩院協議会を求めなけれ
ばならない。

第八十六條 各議院において、内閣総
理大臣の指名を議決したときは、こ
れを他の議院に通知する。

内閣総理大臣の指名について、兩
議院の議決が一致しないときは、参
議院は、兩院協議会を求めなければ
ならない。

第八十七條 前三条に規定したものを
除いて、国会の議決を要する事件に

第八十七条中「事件」を「案件」に改
める。

ついで、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないときは、先議の議院は、兩院協議会を求めることができる。

第八十八條 第八十四条第二項但書の場合を除いては、一の議院から兩院協議会を求められたときは、他の議院は、これを拒むことはできない。

第八十九條 兩院協議会は、各議院において選挙された各々十人の委員でこれを組織する。

第九十條 兩院協議会の議長には、各議院の協議委員において先に互選された議長が、毎会交代してこれに当るその初会の議長は、くじでこれを定める。

第九十一條 兩院協議会は、各議院の協議委員の各々三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

理由

第四十五条及び第四十七条の事件を改めた結果に伴う字句の整理である。

第九十一条に次の一項を加える。

いずれかの議院の協議委員の三分の二以上の出席がないために、初会の会議を開くに至らなかったときは協議会を開いても意見が一致しなかつたものと見なす。

理由

本条は、憲法第六十条、第六十一条及び第六十七条に関連する条文である。

本条は、選任された協議委員が協議会に出席しないために協議会の定足数を欠き、初会の会議を開会不能に至らした場合、憲法で兩院協議会を開くことを要件とし

ている事件、即ち予算、条約、内閣総理大臣の指名の如き場合に憲法の要件を充たすことを不能ならしめる結果となり、衆議院優越主義の発動する機会がなくなり、憲法の規定を空文ならしめることを防ぐためのものである。

第九十一条の二 協議委員が正当な理由がなくて欠席し、又は兩院協議会の議長から再度の出席要求があつても、なお、出席しないときは、その協議委員は辞任したものとみなす。

前項の場合において、その協議委員の属する議院の議長は、その院の規則が定める選任方法の如何にかかわらず、直ちにその補欠を指名しなければならぬ。

理由

前条第二項は、憲法の規定を空文ならしめないうために設けられたものであるが、本条は初会以後の協議会の定足数を欠いた場合に直ちに成案を得なかつたものとせず、委員の補欠によつてその会議の成立を期待したものである。

第九十二条

兩院協議会においては、協議案が出席協議委員の三分の二以上の多数で議決されたとき成案となる。

兩院協議会の議事は、前項の場合を除いては、出席協議委員の過半数

でこれを決し、可否同数のときは、議長を決するところによる。

第九十三條 兩院協議会の成案は、兩院協議会を求めた議院において先ずこれを議し、他の議院にこれを送付する。

成案については、更に修正することができない。

第九十四條 兩院協議会において、成案を得なかつたときは、各議院の協議委員長は、各々その旨を議院に報告しなければならない。

第九十五條 各議院の議長は、兩院協議会に出席して意見を述べることができる。

第九十六條 兩院協議会は、國務大臣及び政府委員の出席を要求することができる。

第九十七條 兩院協議会は、傍聴を許さない。

第九十八條 この法律に定めるものの外、兩院協議会に関する規程は、兩院の議決によりこれを定める。

第十一章 兩院法規委員會

第九十九條 兩院法規委員會は、左の各号の事項を処理する。

- 一 国政に関し問題となるべき事を指摘して、兩議院に勧告する。
- 二 新立法の提案又は現行の法律及

第十一章 削除

理由

兩院法規委員會は、単なる勧告機関であつて、国会運営に寄與するところ極めて少なかつた事情にかんがみてこれを廃止する。

び政令に関して、兩議院に勧告する。

三 国会関係法規を調査研究して、その改正につき兩議院に勧告する。

兩院法規委員會は、毎会期終了前に、前項に掲げた事項についての報告書を、兩議院の議長に提出しなければならない。(第二回国会において本条改正。)

第一百條 兩院法規委員會は、衆議院から選挙された十人の委員及び参議院から選挙された八人の委員でこれを組織し、その会長には、各議院の委員において夫々互選された委員長が毎会交代してこれに当る。その初会の会長は、くじでこれを定める。(第二回国会において本項改正)

委員の任期は、議員としての任期による。

第一百一條 兩院法規委員會は、兩議院において、特に議決のない限り閉会中はこれを開くことができない。

第一百二條 兩院法規委員會に関するその他の規定は、兩議院の議決によりこれを定める。

第十二章 議院と國民及び官廳との關係

第一百三條 各議院は、議案その他の密

査若しくは国政に関する調査のために又は議院において必要と認められた場合に、議員を派遣することができる。

(第二回において本条改正)

第四百四條 各議院から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

第四百四條 各議院若しくは各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣

官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。但し秘密にわたるものは、この限りでない。

理由

本条は憲法第六十二條に関連する。本条については、委員会から議長を経由して審査又は調査のため内閣、官公署その他に対し、必要な資料の要求があつた場合には本条に該当しないとの説をなすものがある。委員会においても必要な報告又は記録の要求をすることができるとを明かにしたものである。なお、本条に但書を設けて秘密にわたるものについては提出しないことにしたのは実際に即させるためであり、又秘密なものについては、証人に関する法律があるからである。

第四百五條 削除

第四百六條 各議院は、議案その他の審査、又は国政に関する調査のため、証人の出頭を求めたときは、別に定

理由

理由

めるところにより旅費及び日当を支給する。

第十三章 辞職、退職、補欠及び資格争訟

第一百七條 各議院は、その議員の辞職を許可することができる。但し、閉会中は、議長においてこれを許可することができる。

第一百八條 各議院の議員が他の議院の議員となり、又は法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは、退職者となる。

第一百九條 各議院の議員が、法律に定めた被選の資格を失つたときは、退職者となる。

第一百十條 各議院の議員に欠員が生じたときは、その院の議長は、全国選挙管理委員会に通知しなければならない。(第一回国会において本条改正)

第一百十一條 各議院において、その議員の資格につき争訟があるときは、

本条は、各委員会が審査又は調査のため証人又は参考人の出頭を求め、現在の実際をそのまま規定したにすぎない。

第一百八條 各議院の議員が、他の議院の議員となつたときは、退職者となる。

理由

本条中「法律により議員たることのできない職務に任ぜられたときは」の規定は、第三十九條との関係上、適用する場合がないので、これを削除したものである。

第一百十條 中「全国選挙管理委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

理由

本条は、行政機構の改革により、全国選挙管理委員会が廃止されたための改正である。

委員会の審査を経た後これを議決する。

前項の争訟は、その院の議員から文書でこれを議長に提起しなければならぬ。

第百十二條 資格争訟を提起された議員は、二人以内の弁護人を依頼することができる。

前項の弁護人の中一人の費用は、国費でこれを支弁する。

第百十三條 議員は、その資格のないことが証明されるまで、議院において議員としての地位及び権能を失わない。但し、自己の資格争訟に関する会議において弁明はできるが、その表決に加わることができない。

第十四章 紀律及び警察

第百十四條 国会の会期中各議員の紀律を保持するため、内部警察の権はこの法律及び各議院の定める規則に従い、議長が、これを行う。

参議院の緊急集会中は、前項の規定を準用する。

第百十五條 各議院において、必要とする警察官吏は、議長の要求により内閣がこれを派出し、議長の指揮を受ける。

第百十六條 会議中議員がこの法律又は議事規則に違ひその他議場の秩序

第百十六条中「発言を取り消させる。」を「発言の取消を命ずる。」に改め

をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議の終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第百十七條 議長は、議場を整理し難いときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

第百十八條 傍聴人が議場の妨害をするときは、議長は、これを退場させる必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長はすべての傍聴人を退場させることができる。

第百十九條 各議院において、無禮の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第百二十條 議院の会議又は委員会において、侮辱を被つた議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

る。

理由

本条のままで相手方の同意を必要とするがごとく解せられるので、その必要のないことを明瞭にした。

第百二十条

本条により処分を求められた場合の手続及びその取扱方について次の通り議長の決裁がある。

国会法第百二十条による処分

要求書の取扱に関する件

一、議院の会議又は委員会において侮辱を被つた議員が、国会法第百二十条に基いて議院に訴えて処分を求める場合には、議長宛の書面をもつて理由を附し、

「処分要求書」として提出するものとする。

二、議長は、直ちに議院に之を諮ることなく、先ず議院運営委員会に諮問するものとする。

三、議院運営委員会において、その処分要求書を資格争訟又は懲罰事犯の場合に依りて、特別委員会を設けて審査させることが妥当であるとしたときは、特別委員会の審査を終了後に議院の会議において、その処分を決する。

四、特別委員会においては、その要求を妥当であると決したるときは、それに対する議院の処分の種類（例えば発言の取消、陳謝、政府委員の承認の取消等議院として爲し得る範圍のもの）を併せて報告すべきものとする。

五、議院においては、特別委員会の審査の結果を覆すこともできる。

六、又議院運営委員会において、処分要求が妥当でないと認めたときは、特別委員会を設けて審査させることなく、議院運営委員会に処分要求書を付託して、これを審議未了にすることも考えられる。

第十五章 懲 罰

第二百一十一條 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議長の議を終てこれを宣告する。

委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

第二百二十二條 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開議場における戒告
- 二 公開議場における陳謝
- 三 一定期間の登壇停止
- 四 除名

第二百二十三條 兩議院は、除名された議員で再び当選した者を拒むことができない。

第二百一十一條第三項中「二十人以上」を「四十人以上」に改める。

理由

本項は、憲法第五十八條と関連がある。

本項は、予算の修正の場合（第五十六條第一項但書、第五十七條の二）との均衡をとつたものである。

第二百二十三條 各議院は、その議院又は他の議院で除名された者がその議院の議員に当選したときは、これを拒むことができない。

理由
本条は、その趣旨を明かにしたにすぎない。

第二百二十四條 議員が正当な理由がなくして召集日から七日以内に召集に應じないため、又は正当な理由がなく

て会議又は委員会に欠席したため、若しくは請假の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を發し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長がこれを懲罰委員会に付する。

第十六章 弾劾裁判所

第二百二十五條 裁判官の弾劾は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所がこれを行う。

弾劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

第二百二十六條 裁判官の罷免の訴追は衆議院においてその議員の中から選挙された訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。

訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

第二百二十七條 弾劾裁判所の裁判員は同時に訴追委員となることができな

い。

第二百二十八條 各議院において裁判員を選挙する際及び衆議院において訴追委員を選挙する際、その予備員を選挙する。

第二百二十九條 この法律の定めるものの外、弾劾裁判所及び訴追委員会に關する事項は、別に法律でこれを定

第二百二十五条

本条は、憲法第六十四条に關連のある規定である。

める。

第三百十條 議員の調査研究に資するため、別に定める法律により、国会に国立国会図書館を置く。

国会図書館は、一般にこれを利用させることができる。(第二回国会において、第一項改正、第二項削除)

第三百十一條 議員の法制に關する立案に資するため、各議院に法制局を置く。

各法制局に法制局長一人、参事その他必要な職員を置く。

法制局長は、議長が議院の承認を得てこれを任免する。但し、閉会中は、議長においてその辞任を許可することができる。

法制局長は、議長の監督の下に、法制局の事務を統理する。

法制局の参事その他の職員は、法制局長が議長の同意及び議員運営委員会の承認を得てこれを任免する。

法制局の参事は、法制局長の命を受け事務を掌理する。

法制局の事務の處理に關し必要な規程を定めるには、議院運営委員会の承認を得なければならない。(第二回国会において第一項改正、第二項乃至第七項追加)

第三百十二條 議員の職務遂行の便に供するため、議員会館を設け事務室を提供し、及び各議員に一人の秘書

第三百三十二條

本条は、議員の歳費中に秘書の給料をも包含するときは、本条の改

を付ける。(第二回国会において本
条改正)

附 則

この法律は、日本国憲法施行の日か
ら、これを施行する。

議院法は、これを廃止する。
この法律施行の際現に在職する衆議
院の議長及び副議長は、この法律によ
り衆議院の議長及び副議長が選挙され
るまで、その地位にあるものとする。

この法律施行の際現に在職する衆議
院及び貴族院の書記官長は、この法律
により衆議院及び参議院の事務総長が
選挙されるまで、夫々事務総長として
の地位にあるものとする。

参議院成立当初における参議院の会
議その他の手続及び内部の規律に関し
ては、参議院において規則を定めるま
では、衆議院規則の例による。

正を要する。

第百三十三条

この法律及び各議院の規則による
期間の計算は、当日から起算する。
理由

国会法及び各議院の規則における
期間の計算については、従来当日
から起算しているのであるが、疑
義を生じないように、これを明記
したものである。

附 則 (昭和二十三年法 律第八十七号)

この法律は、公布の日から、これを
施行する。但し、第四十一条第二項及
び第四十二条の改正規定は、第三回国
会の召集の日から、これを施行する。

2 政務次官の臨時設置に関する法律
(昭和二十三年法律第二十六号)の
一部を次のように改正する。

第三条 削除

第八条 この法律第一条及び第二条
の規定は、国家行政組織法施行の
時に、その効力を失う。

3 第三十九条の改正規定中「各省次
官」とあるのは、国家行政組織法が
施行されるまでは、「政務次官」と
読み替えるものとする。

附 則 (昭和二十三年法 律第二百十四号)

この法律は、公布の日から、これを
施行する。

附 則 (昭和二十四年法律 第二百二十一号)

この法律は、公布の日から、これを
施行する。

憲法改正に関する議事手続規定

第一條 憲法改正の議案は、いずれか

の議院の総議員の三分の一以上の議員が連名で発議することを要する。

憲法改正の議案を発議するときは国民の承認を求めるために特別の国民投票に付するか、又はいかなる選挙の際にこれを投票に付するかを明かにしなければならない。

理由

本条は、憲法改正の発議権は、国会に専属して、内閣は、これを有しないものとの前提に立っている、然しこれについては異論もある。

なほ、国会が発議するときに、特別の国民投票に付するか、又はいかなる選挙の際にこれを付して、国民の承認を求めるかを明かにすべきことを規定した。

第二條 憲法改正の議案は、各議院に

おいて委員会の審査を経た後、これを議決する。

理由

憲法の改正は、議案の形式において、兩院が、必ず委員会の審査を経て然るのちにその改正案の可否について議決すべきことを規定し、憲法改正の発議の可否について議決するものでないことを明らかにしたものである。

第三條 各議院は、憲法改正の議案に

つき議事を開くには、総議員の三分の一以上の出席を必要とする。

理由

憲法改正の議案を可決するには、憲法第九十六条により各議院ともその総議員の三分の二以上の賛成を必要とすることになっているので、その議事を開く場合の定数も亦、総議員の三分の二以上の出席を要するのではないかとの説がある、然れども憲法第五十六条には、議事を開き得る出席定数は兩議院ともその総議員の三分の一と定めて憲法改正の会議について別段の規定がないのであるから憲法第五十六条の原則によるべきものであると思う。従つて、この場合に疑義を生じないよう本条で憲法改正の議事を開くには、総議員の三分の一以上の出席でよろしい旨を明らかにしたものである。

第四條 各議院は、憲法改正の議案を

可決するには、総議員の三分の二以上の多数を必要とする。

憲法改正の議事につき議決するには、前項の場合を除いては、総議員三分の一以上出席し、その過半数でこれを決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

理由

憲法第九十六条には、憲法の改正は、各議院ともその総議員の三分の二以上の賛成で国会がこれを発議し、とあるが、この規定は憲法改正の議案を議決する場合を意味するのである、よつて各議院ともその総議員の三分の二以上の多数で憲法改正の議案を可決するのであることを明記したものである。なお、憲法改正の議案の議決以外の議事については、過半数の賛成でこれを決することとした。

第五條

憲法改正の議案について、後議の議院が先議の議院に同意しないときは先議の議院は、兩院協議会を求めることができる。

理由

本条は、憲法に憲法改正の議案について、特別の規定がないかぎり予算、条約、又は総理大臣指名の手續の如く衆議院が優越主議の原則を貫くことはできないので、兩院平等主義によつて、先議の議院が、兩院協議会を求めることを明らかにした。

第六條

憲法改正の議案は、国会において最後の可決があつたときに、憲法第九十六条の承認を求めるために

国民に提案されたものとし、別に法律に定めるところにより国民投票の結果、承認が確定したときに、憲法改正が確定する。

理由

本条は、憲法改正の確定の時期を別に法律で定める国民投票の結果の確定のときと定めたものである。勿論確定した憲法改正は、別個のものとして存在するものではなく、施行の時に於いて、原憲法の中にとけこんでしまうものと解する。

第七條

特別の国民投票は、国会の提案があつた日から何日後、何日以内に行わねばならない。

理由

本条は、国民投票は、国会からの発議があれば自動的にその投票が行なわれるべきことを定めて、長く政府がこれを放置することを許さないことにしたものである。

第八條

憲法改正は、別に法律に定める国民投票の結果、承認が確定したる旨の通告を内閣総理大臣が受けたときは、直ちにその公布の手續をとるとともに、兩議院の議長に通知しなければならない。

理由

本条は、憲法改正の公布手續と国民投票の結果承認が確定しそのときに憲法改正が確定したことを内閣総理大臣から兩議院議長に通知することを規定したものである。

歲田概算査定額重要経費別内譯

① 防衛支出費、保安庁経費、平和回復善後処理費、連合国財産補償費などの防衛および対外関係費が本年度より362億円増額。

③ 財政投資計画を圧縮して一般会計繰入れを半減、また地方交付税交付金、地方譲与税交付金制度の新設により平衡交付金を廃止した。

29年度一般會計歳入歳出概算 (大藏省風采)

入 歲 (單位: 百萬元)

經 費 別	前年度 決算額	29年度概 算査定額	比較増 △減
1. 防衛支出金	62,000		
2. 保安陳経費	61,331		
3. 平和回復善後處理費	3,000	163,003	36,266
4. 連合國財産補償費	400		
5. 公共事業費及び食糧増産対策費	175,041	151,520	△ 23,521
治山治水	38,838	41,272	2,434
災害復旧	67,603	53,272	△ 14,331
食糧増産	35,752	31,240	△ 4,512
道路灌漑等	28,847	25,735	△ 3,112
冷害救災土木	4,000	—	△ 4,000
6. 文教施設費	9,412	7,883	△ 1,529
国立文教施設費	1,939	1,835	△ 104
公立文教施設費	6,072	4,920	△ 1,152
文教施設災害復旧費	1,460	1,127	△ 333
7. 住宅対策費	13,706	13,355	△ 351
公営住宅施設費	11,339	12,555	1,215
公営住宅災害復旧費	1,366	—	△ 1,366
公務員宿舍施設費	1,000	800	△ 200
8. 官廳營繕費	3,164	1,168	△ 1,996
9. 出国及び投資資金	42,893	20,000	△ 22,893
国民金融公庫	4,500	2,500	△ 2,000
住宅金融公庫	5,800	5,000	△ 800

30. 輸入食糧價格調整補給金	30,000	10,000	△	20,000
31. 食糧管理費	5,640	—	△	5,640
32. 外航船舶建造資金貸付利子補給	708	3,788		3,080
33. 文官等恩給費	11,513	14,716		3,203
34. 雜要經費	17,500	13,000	△	4,500
	882,776	859,338	△	23,437
	144,474	135,029	△	9,444
計	1,027,250	994,368	△	32,882

昭和29年度予算政府案決る

政府は2月15日の臨時閣議で29年度予算案を決定した。閣議決定政府案の大綱は、歳入出とも9,995億8,800万円で大蔵省原案9,943億6,800万円に比べ、52億2,000万円膨張しているが、28年度予算に比べ276億6,200万円の減となっている。

閣議決定案と大蔵省原案との主な違いは、歳出面では

- ① 防衛支出金および保安庁経費は防衛分担金削減に関する日米間の交渉がまとまらないため、この両費目を合せて1,373億円を計上、米側の決定を待つて仕訳するが、本年度予算（防衛支出金620億円、保安庁費613億円）にくらべ、139億円の増額となる。
- ② 平和回復善後処理費は賠償交渉の進展を考慮、150億円（本年度30億円）とする。
- ③ 連合国財産補償費は財政法の臨時特例法で27年度からの繰越70億円を明年にも繰越することとし、本年度分も合せて74億円となるので26億4千程度計上に止めた。

農林漁業金融公庫	20,593	7,500	△	13,093
中小企業金融公庫	11,000	4,000	△	7,000
国際航空事業	1,000	1,000		—
10. 生活保護費	26,692	17,457	△	9,235
11. 児童保護費	5,263	3,783	△	1,480
12. 社会保険費	9,505	7,590	△	1,915
13. 結核対策費	12,688	12,764		76
14. 失業対策費	19,479	17,758	△	1,721
失業対策事業補助費	10,080	8,300	△	1,780
失業保険費	9,139	9,158		18
政府職員等失業手当	260	300		40
15. 遺家族等援護費	2,842	3,263		420
16. 留守家族等援護費	2,157	1,884	△	273
17. 義軍人遺家族等恩給費	45,000	63,818		18,818
18. 国立学校運営費	27,335	30,076		2,741
19. 育英事業費	3,445	3,878		433
20. 義務教育費国庫負担金	59,428	70,000		10,572
21. 國家地方警察費	21,621	—	△	21,621
22. 警察費	—	8,284		8,284
23. 地方財政平衡交付金	137,600	—	△	137,600
24. 地方交付税交付金	—	121,500		121,500
25. 地方議興稅交付金	—	31,900		31,900
26. 海上保安費	5,979	5,835	△	125
27. 國債償還費	44,774	42,706	△	2,068
28. 農業保險費	19,416	15,186	△	4,230
29. 在外公館費	3,175	3,219		44

5. 公共事業費及び食糧増産対策費	175,041	160,928	△	14,113	失 業 保 險 費 手 当	9,139	9,158	18
治 災 山 治 水	38,838	43,362		4,531	政府職員等失業手当	260	260	—
災 害 復 旧	67,603	53,292	△	14,311	15. 遺 家 族 等 援 護 費	2,842	3,255	412
食 糧 増 産	35,752	36,317		565	16. 留 守 家 族 等 援 護 費	2,157	1,882	295
道 路 港 湾 等 木	28,847	27,948	△	898	17. 舊 軍 人 遺 家 族 等 恩 給 費	45,000	63,818	18,818
冷 害 救 農 土	4,000	—	△	4,000	18. 國 立 學 校 運 營 費	27,335	30,256	2,921
6. 文 教 施 設 費	9,472	8,201	△	1,271	19. 育 英 事 業 費	3,445	3,881	435
國 立 文 教 施 設 費	1,937	1,939	△	2	20. 義 務 教 育 費 國 庫 負 擔 金	59,428	70,000	10,572
公 立 文 教 施 設 費	6,072	5,137	△	934	21. 國 家 地 方 警 察 費	21,621	6,053	15,567
文 教 施 設 災 害 復 旧 費	1,460	1,127	△	333	22. 警 察 費	—	9,350	9,350
7. 住 宅 對 策 費	13,706	13,400	△	306	23. 地 方 財 政 平 衡 交 付 金	137,600	—	137,600
公 營 住 宅 施 設 費	11,339	12,600		1,260	24. 地 方 交 付 稅 交 付 金	—	121,600	121,600
公 營 住 宅 災 害 復 旧 費	1,366	—	△	1,366	25. 地 方 讓 與 稅 交 付 金	—	7,900	7,900
公 務 員 宿 舍 施 設 費	1,000	800	△	200	26. 海 上 保 安 費	5,979	6,015	36
8. 官 廳 醫 生 費	2,481	1,115	△	1,366	27. 國 債 保 險 費	44,774	42,713	2,060
9. 出 資 及 び 投 資 費	42,893	20,000	△	22,893	28. 農 業 保 險 費	19,416	16,099	3,316
國 民 金 融 公 庫	4,500	2,000	△	2,500	29. 在 外 公 館 費	3,175	3,610	435
住 宅 金 融 公 庫	5,800	5,000	△	800	30. 輸 入 食 料 價 格 調 整 補 給 金	30,000	9,000	21,000
農 林 業 金 融 公 庫	20,593	9,500	△	11,093	31. 食 糧 管 理 費	5,640	—	5,640
中 小 企 業 金 融 公 庫	11,000	2,500	△	8,500	32. 外 航 船 舶 建 造 資 金 貸 付 利 子 補 給 費	708	3,752	3,043
國 際 航 空 事 業 費	1,000	1,000		—	33. 文 官 等 恩 給 費	11,513	14,569	3,056
10. 生 活 保 護 費	26,692	28,200		1,507	34. 醫 藥 費	17,500	13,000	4,500
11. 兒 童 保 護 費	5,263	5,638		374	35. 雜 費	882,093	863,005	19,087
12. 社 會 保 險 費	9,505	10,057		552	計	145,157	136,583	8,574
13. 結 核 對 策 費	12,688	13,294		606				
14. 失 業 對 策 費	19,479	20,518		1,038				
失 業 對 策 事 業 費 補 助	10,080	11,100		1,020				
					計	1,027,250	999,588	27,662

昭和29年度財政投融资計画表

(単位 億円) (29. 1. 15)

項 目	一般會計	資金運用部	簡保資金	産業投資會計	小 計	公 募 債	計
1. 民間への資金供給							
開 差 銀 行		275 (140)		75 (460)	350 (600)		350 (600)
輸 入 銀 行		(0)			(0)		(0)
電 源 会 社		160 (50)		100 (150)	260 (200)		260 (200)
豊林漁業公庫	95 (206)	105 (50)			200 (256)		200 (256)
国民金融公庫	20 (45)	70 (51)			90 (96)		90 (96)
住宅金融公庫	50 (58)	95 (100)			145 (158)		145 (158)
中小企業公庫	25 (110)	105 (20)			130 (130)		130 (130)
勤労者厚生住宅		35 (25)			35 (25)		35 (25)
帝都高速度		10 (15)			10 (15)		10 (15)
国際航空	10 (10)				10 (10)		10 (10)
金融債引受		200 (300)			200 (300)		200 (300)
小 計	200 (429)	1,055 (751)		175 (610)	1,430 (1,790)		1,430 (1,790)
2. 政府事業建設投資							
国 有 鉄 道		70 (145)			70 (145)	120 (85)	190 (230)
電 気 公 社	(32)				(32)	70 (75)	70 (107)
郵 政 事 業		5 (5)			5 (5)		5 (5)
特 定 道 路	(10)	20 (13)			20 (23)		20 (23)
小 計	(42)	95 (163)			95 (205)	190 (160)	285 (365)
3. その他							
地 方 債		430 (808)	460 (190)		890 (998)	200 (235)	1,090 (1,233)
特 別 徴 収		(1)			(1)		(1)
小 計		430 (809)	460 (190)		890 (999)	200 (235)	1,090 (1,234)
合 計	200 (471)	1,580 (1,723)	460 (190)	175 (610)	2,415 (2,994)	390 (395)	2,805 (3,389)

備考 () 内は28年度

昭和29年度租税及び印紙收入見込額 (単位:百万円)

税 目	増 減 税 見 込 額 (△印紙)	昭 和 29 年 度 見 込 額
所 得 税	△ 26,400	215,750
源 申 告	△ 1,125	71,882
計	△ 27,525	287,632
法 人 税	△ 1,900	187,617
相 対 税	△ 301	3,162
再 評 価 税	△ 2,400	5,897
酒 税	3,769	140,777
砂 糖 税	5,730	38,124
揮 発 油 税	3,127	23,767
物 品 税	1,000、	24,398
織 維 品 消 費 税	8,500	8,500
取 引 所 引 税	—	345
有 価 証 券 取 引 税	—	1,014
通 関 税	—	2,379
関 税	—	25,000
印 紙 收 入	—	240
現 金 税	1,200	2,209
入 印 紙 計	4,300	20,759
計	5,500	22,968
合 計	△ 4,500	771,820

昭和29年度地方財政計画

1. 29年度財政計画の特徴と見られるものは

- ① 従来の財政計画で不当に圧縮されていた単独事業費の算定がある

程度是正されたこと。

- ② 国庫補助、負担金がある程度整理され、補助率が引下げられたこと。

- ③ 災害復旧費の査定を厳格にして公共事業費が圧縮されたこと。

- ④ 警察制度の改正関係の経費増をおり込んだこと。

- ⑤ 義務教育費国庫負担金、警察費補助金などが、増額新設された反面、公共事業費補助負担金が大巾に減つたため国庫支出金は28年度の2,714億円から38億円減の2,676億円となつたこと。

- ⑥ しかし一方では、平衡交付金の代りに地方交付税が創設され、またこれとは別にガソリン税、入場税を財源とする地方譲与税が創設され、地方財政の国庫に依存する額は28年度の4,090億円から、4,144億円増加した。ことなどである。

2. 今後問題点として残される點は

- ① 既定財政規模の修正が、所要額の半分より見込まれていないこと（地方制度調査会の答申では、300 億円程度是正すべしというのであつたが、是正額は 149 億円にとどまつた）
- ② 赤字再建整備の財源措置が講ぜられていないこと。
- ③ 地方債の消化状況が悪化しているにかかわらず中央金庫の設置が見送られたこと。
- などである。

3. 次に、國の財政規模と地方財政規模の比較の變遷について、参考までに次に掲げる。

(単位 百万円)

	國 庫 歳 出	地 方 歳 出	割 合 %
明 治 24 年	84	44	52.4
29 年	169	71	42.0

(単位: 百万円) 29.1.25 自治庁

上に見るように、戦時財政の特殊な例外を除き、地方の歳出は逐年増加し、昭和初年には地方財政が、国庫財政を凌駕していた。それが昭和12年以降競争の激化とともに、著しく比率を減じ、終戦後国内情勢の安定に伴い漸次戦前の常態に復しつつある。もつとも右の表では国の財政規模の中に軍事費とか拓務費、価格調整費など純行政費以外の變貌しやすい経費も含まれていたのだ、正しい意味の比較にはならぬが、これによつて大体の傾向は把握できよう。

(a) 昭和28年度災害対策諸費の減 △ 8,409 △ 7,322 △ 1,087

(b) その他	増減	7,710	4,707	3,003
6. 臨時事業費の増減	△	24,512	18,440	6,072
(4) 公共事業費	△	16,202	10,602	5,600
(a) 一般	△	230	220	10
(b) 災害	△	15,972	10,382	5,590
(a) 失業対策事業費	△	1,715	772	943
(b) 特別道路整備事業費	△	4,124	3,577	547
(c) 単独事業費	△	5,901	5,033	868
(a) 災害	△	6,901	5,033	1,868
(b) その他	△	1,000	—	1,000
IV 警察制度等制度改革による増減額	△	10,504	31,583	21,079
1. 制度改革による増	△	8,980	30,059	21,079
2. 行政整理による減	△	1,226	1,226	—
3. 退職手当及び恩給費等の増	△	2,750	2,750	—
V 節約に因る減	△	12,000	5,906	6,094
1. 経常経費の減	△	5,000	2,700	2,300
2. 臨時事業費の減	△	7,000	3,206	3,794
VI 富裕団体における超過財源の増減額	△	1,502	3,646	5,148
合 計		965,348	562,737	402,611

事 項	昭和28年度 収入見込額	前年度 との増減	昭和29年度 収入見込額
B 歳 入			
1. 地方税	310,217	37,189	347,406
2. 地方財政譲渡交付税金	—	25,202	25,202
3. 地方財政平衡交付税金	137,600	137,600	—
4. 地方財政交付税金	—	121,600	121,600
5. 国庫支出金	271,411	3,798	267,613
(4) 義務教育国庫負担金	59,428	10,572	70,000
(b) 警察費補助負担金	—	2,122	2,122

(c) その他の普通補助金	57,502	907	56,595
(c) 公共事業費補助負担金	144,401	16,605	127,796
(a) 一般	74,562	6,141	68,421
(b) 災害	69,839	10,464	59,375
(a) 失業対策事業費国庫負担金	10,080	1,020	11,100
6. 地方	109,600	13,900	95,700
(4) 普通	99,800	14,800	85,000
(b) 交付	9,800	900	10,700
7. 雑	89,605	18,222	107,827
(4) 使用料、手数料	29,718	3,300	33,018
(b) 雑	59,887	12,692	72,579
(c) その他	—	2,230	2,230
8. 昭和28年災害による地方税の減免	△ 3,500	3,500	—
合 計	914,933	50,415	965,348

昭和29年度地方債計画

自治庁で決定した昭和29年度地方債計画は次のとおりである。これによると明年度地方債発行額は、交付公債107億円を除き、一般会計分、850億円、公営企業会計分、240億円、合計1,090億円となり、総枠で28年度の約1割3分減である。その内訳は、政府資金によるもの890億円（簡保資金460億円、政府資金430億円）公募資金によるもの200億円である。

昭和29年度地方債計画

(単位 億円) (29.1.28 自治庁)

費目	地方負担額		起債	償還		償還額 計(B+C)	充當率 B+C A %
	直接分擔金	補助員分擔金又は 單獨員分擔金(A)	交付公債	政府資金(B)	公債(C)		
① 一般會計分							
(イ) 一般補助事業	103	654	103	350	75	425	65
(ロ) 補助災害復旧事業	4	110	4	101	0	101	92
(ハ) 過年度災害	3	87	3	78	0	78	90
(ニ) 現年度災害	1	23	1	23	0	23	100
(ホ) 単独災害復旧事業	0	128	0	90	0	90	—
(ヘ) 義務教育施設	0	187	0	109	15	124	—
(コ) 補助事業分(除老朽校舎分)	0	35	0	28	0	28	80
(カ) 単独事業分 (老朽校舎及び増設分 (含老朽校舎補助負担分))	0	152	0	81	15	96	—
(キ) 一般単独事業	0	415	0	65	45	110	—
合 計	107	1,494	107	715	135	850	—
② 公営企業會計分							
(イ) 電気事業	0	266	0	85	15	100	—
(ロ) 水道事業	0	469	0	70	30	100	—
(ハ) 病院事業	0	107	0	11	4	15	—
(ニ) 交通事業	0	154	0	5	15	20	—
(ホ) その他事業	0	60	0	4	1	5	—
合 計	0	1,056	0	175	65	240	—
總 計	107	2,550	107	890	200	1,090	—

- (註) 1. 地方負担額欄は一般會計分にあつては地方財政計画上の数字、公営企業会計にあつては起債申請額を示す。
 2. 公債償還の割振については、金融市場、地方公共団体の公債能力等の状況により変動するものがあるものとする。
 3. 港湾特別整備事業費、母子福祉貸付金、漁業信用基金協会出資金は一般単独事業中に含むものとする。
 4. 義務教育施設中、単独事業分は老朽校舎改築補助負担金28億円を含む。
 5. 地方負担額欄は国の補助金の決定により若干変動することがあるものとする。

昭和28年度特別交付金84億の配分

自治庁では2月9日、28年度特別交付金（道府県、5大市分）84億円の配分を次のとおり決定した。

なおこの決定額は特別交付金と災害起債特例法による地方債のうち単独災害復旧事業費以外の分（約34億円）を含んだものであるが、特別債の配分額と特別交付金との内訳は近く決定する予定である。

昭和28年度特別交付金等の決定額に関する調べ（道府県分）

（単位 千円）

都道府県	交付額	都道府県	交付額
北海道	500,797	富山	100,038
青森	101,292	石川	130,823
岩手	102,589	福井	135,259
宮城	155,434	山梨	108,271
秋田	91,694	長野	200,358
山形	124,321	岐阜	110,412
福島	197,555	静岡	155,978
茨城	149,524	愛知	477,913
栃木	139,133	三重	300,099
群馬	123,753	滋賀	112,086
千葉	5,154	京都	292,220
東京	80,856	大阪	0
神奈川	0	兵庫	246,295
新潟	0	奈良	161,299
	130,295	和歌山	534,680

鳥島	121,432	福岡	593,771
岡田	105,649	佐賀	154,684
広島	104,089	長崎	149,356
山口	145,329	熊本	424,966
徳島	233,128	大分	175,520
香川	103,450	宮崎	77,339
愛媛	123,701	鹿児島	160,287
高知	162,131	計	
	115,569	計	7,908,469
横京神名	10,000	大	183,255
浜都戸屋	182,522	計	503,486
	56,438	合	8,411,955
	71,271	計	

昭和28年中全国都道府県議会の定例会、臨時
会回数及び付議議案等に関する調べについて

- ① 定例会は、184回、2,466日となり、前年の、185回、1,985日にくらべ、延日数においては481日多くなつており、
- ② 臨時会は、115回、306日となり、前年の101回、310日にくらべると回数は増えているが、延日数は逆に、84日減つてゐる。
- ③ 付議案件は、前年の10,632件に対し、9,626件となり、1,006件の減請願、陳情処理件数は前年の15,398件に対し15,722件、324件の増といふ数字を示している。

全國都道府縣議會議長會事務局（昭和29年2月15日調製）

道 府 県	定 例 會 及 び 臨 時 會	計 日 數	議 案	議 案 其 他 の 件	議 案 陳 情 請 願 件 數	計
北 海 道	4	85	358	45	628	1,031
道 森 手 田 城 形 島	4	65	183	14	324	521
北 青 岩 秋 宮 山 福	4	56	146	34	358	538
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	90	172	16	584	772
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	61	219	48	398	665
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	46	194	28	373	595
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	41	231	40	726	997
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	40	307	50	569	926
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	56	235	142	324	701
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	46	181	28	212	421
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	47	155	38	285	478
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	33	174	5	479	658
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	49	150	10	342	502
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	74	156	40	604	800
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	70	188	66	206	460
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	68	234	53	650	937
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	48	271	35	504	810
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	26	182	19	335	536
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	45	204	—	162	366
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	45	166	14	234	414
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	22	138	14	68	220
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	36	141	5	447	593
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	29	183	13	182	378
東 神 千 茨 栃 埼 群 山 長 新	4	38	107	96	99	302

都	4	63	3	12	7	75	152	26	223	401
阪	4	92	1	1	5	93	131	12	58	201
庫	4	47	2	11	6	58	174	30	5	209
良	4	58	1	1	5	59	109	8	137	254
山	4	97	—	—	4	97	167	48	164	379
賀	4	47	1	1	5	48	106	13	171	290
歌										
広	4	33	1	2	5	35	191	10	352	553
岡	4	29	6	7	10	36	140	29	447	616
鳥	4	54	5	17	9	71	147	11	722	880
島	4	29	2	6	6	35	212	16	525	753
山	4	37	4	9	8	46	208	13	416	637
中										
香	4	48	3	7	7	55	130	25	100	255
徳	4	23	4	5	8	28	204	8	226	438
高	4	50	1	1	5	51	188	14	520	722
愛	4	40	5	5	9	45	148	25	1,097	1,270
四										
福	4	195	1	6	5	201	240	30	185	455
岡	4	39	3	9	7	48	182	21	304	507
分	4	54	3	14	7	68	162	34	63	259
大	4	58	1	1	5	59	154	34	138	326
佐	4	70	1	2	5	72	119	36	362	517
長	4	46	1	1	5	47	172	26	43	241
宮	4	41	1	1	5	42	151	42	371	564
熊										
鹿										
児										
計	184	2,466	115	306	299	2,772	8,262	1,364	15,722	25,348
県	4	53.6	2.5	6.7	6.5	60.3	179.6	29.7	341.8	551.1
一	—	13.4	—	2.7	—	9.3	27.6	4.6	52.6	84.8

- 備考 1. 付議議案中「その他の案件」は、いわゆる議案以外(例、決議案、意見案、諸問案、議会からの請願、陳情、議会における選挙等)の一切である。
2. 請願、陳情は処理件数である。従つて受理件数はこの数より相当上廻っている。
3. 全国平均数は、小数点以下一位未満を四捨五入とした。

昭和28年中（1月—12月）全国都道府県
議会の請願、陳情集計表について

- ① 請願は、8,720件（前年7,300件）内採扱は、6,560件、不採扱は531件、保留又は継続になつたもの、1,296件となつてゐる。
- ② 陳情は、11,326件（前年9,709件）内採扱は、7,605件、不採扱1,026件、保留又は継続になつたもの、1,672件となつてゐる。
- ③ 請願、陳情の受理件数は計20,046件となり、前年より約3,000件の増加となつてゐる。
- ④ 受理件数の多い委員会は「土木」が圧倒的に多く、「文教」「農林」これについてゐる。

全国都道府県議会請願集計表 昭和28年（自28.1.1）（至28.12.31） 全国都道府県議会議長会事務局（昭和29.2.13調査）

都道府県名	受理件数	處		理		分		受理件数最多の 委員会名及び件数
		採	擇	採	擇	保留又は繼續		
北海道	292		206		19	59		土木 80
青森	198		171		17	10		土木 63
岩手	325		199		29	97		土木 115
秋田	114		65		25	24		土木 58
宮城	418	○	305		14	55		土木 123
山形	284		244		10	30		土木 90
福島	626	○	485		48	93		土木 162
茨城	825	○	365		76	166		建設 215
千葉	51		32		7	12		土木 19
神奈川	73		48		4	21		土木 30
東京	44		44		—	—		土木 23
茨城	351		283		11	57		土木 160
栃木	164		137		17	4		土木 80
群馬	34		31		—	3		土木 13
山梨	290		185		21	84		土木 75
長野	157		137		6	14		土木 80
新潟	415		329		8	78		土木 213
愛知	141		122		—	15		文教 41
三重	54		23		30	1		土木 18

海・北陸		近畿		畿東		中国		四国		九州		計	
静岐	16	11	2	3	6	岡	16	11	2	3	6	計	8,720
岐阜	96	67	1	28	36	阜	96	67	1	28	36	計	8,720
富山	140	140	—	—	68	山	140	140	—	—	68	計	8,720
石川	278	182	—	43	149	川	278	182	—	43	149	計	8,720
福井	8	1	—	7	4	井	8	1	—	7	4	計	8,720
京都	278	222	1	55	98	都	278	222	1	55	98	計	8,720
大津	24	17	—	7	13	阪	24	17	—	7	13	計	8,720
奈良	15	5	—	10	8	庫	15	5	—	10	8	計	8,720
和歌山	53	48	—	5	17	良	53	48	—	5	17	計	8,720
滋賀	172	137	27	8	85	山	172	137	27	8	85	計	8,720
岐阜	189	157	11	21	101	賀	189	157	11	21	101	計	8,720
中	419	334	18	67	165	島	419	334	18	67	165	計	8,720
岡	72	41	13	18	30	山	72	41	13	18	30	計	8,720
鳥	588	576	—	12	546	取	588	576	—	12	546	計	8,720
島	74	72	—	2	36	根	74	72	—	2	36	計	8,720
山	202	172	30	—	92	口	202	172	30	—	92	計	8,720
香	57	39	2	16	16	川	57	39	2	16	16	計	8,720
德	57	31	17	9	18	島	57	31	17	9	18	計	8,720
高	26	24	2	—	14	知	26	24	2	—	14	計	8,720
愛	20	8	—	12	13	媛	20	8	—	12	13	計	8,720
福	246	184	1	61	75	岡	246	184	1	61	75	計	8,720
大	172	136	28	8	101	分	172	136	28	8	101	計	8,720
佐	—	—	—	—	—	賀	—	—	—	—	—	計	8,720
長	138	128	10	—	49	崎	138	128	10	—	49	計	8,720
宮	422	355	7	60	162	本	422	355	7	60	162	計	8,720
熊	12	6	—	6	5	島	12	6	—	6	5	計	8,720
鹿	90	56	19	15	30	計	90	56	19	15	30	計	8,720
計	8,720	6,560	531	1,296	—	計	8,720	6,560	531	1,296	—	計	8,720

備考 表中、受理件数(前年より継続のものを含む)と処理件数合計とが一致しないのは、取下、返戻、審議未了等があるためである。

全國都道府縣議會陳情集計表

昭和28年(自28.1.1)
至28.12.31)

全國都道府縣議會議長會事務局
(昭和29.2.13開型)

都道府縣名	受理件數	處理區分			受理件數最多の 委員會名及び件數	摘 要
		採 擇	不 採 擇	保留又は繼續		
東 海	○ 513	375	28	92	土 木 100	
北 青 岩 秋 宮 山 福	148	119	17	12	経済・農林 60	
	177	101	29	47	土 木 56	
	○ 613	354	140	119	土 木 341	
	100	73	6	5	土 務 33	
	139	118	1	20	土 木 42	
	227	181	12	34	土 木 69	
東 關	250	88	40	93	文 教 59	
東 神 十 茨 栃 埼 群 山 長 新	310	253	32	25	土 木 69	
	225	138	22	65	土 木 58	
	247	237	4	6	農 林 99	
	206	175	10	21	農 務 124	
	221	172	16	6	土 木 93	
	636	558	15	63	土 木 185	
	189	—	—	—	経 済 81	採否を決しない、
	540	498	9	33	農 林 208	
	204	156	11	37	農 林 84	
東 海	243	213	—	30	文 教・農林 各 57	
愛 三 靜 岐 富 石 福	113	60	49	4	土 木 28	
	221	147	74	—	土 木 70	
	265	—	—	—	農 林 103	採否を決しない、
	359	307	—	52	建 設 126	
	—	—	—	—	土 木 52	すべて請願として扱う
	177	86	12	79		

近畿	京都府	135	—	—	—	—	34	採否を決しない、 請願と区別しない、
	大阪府	73	41	—	32	—	17	
畿	奈良県	272	—	—	272	—	124	採否を決しない、 請願として処理する
	和歌山県	91	87	2	2	—	23	
中	岡山県	—	—	—	—	—	8	採否を決しない、 請願と区別しない、
	広島県	21	—	3	—	—	—	
国	山口県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	徳島県	461	236	157	68	—	93	
四	香川県	238	138	8	92	68	68	採否を決しない、 請願として処理する
	愛媛県	455	440	13	2	167	53	
国	高知県	214	129	85	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	徳島県	94	46	13	35	22	22	
九	福岡県	200	138	40	22	52	52	採否を決しない、 請願として処理する
	佐賀県	527	492	2	33	341	341	
州	熊本県	1,116	1,076	13	27	831	831	採否を決しない、 請願として処理する
	鹿児島県	185	—	—	—	60	60	
計	大分県	145	113	27	5	37	37	採否を決しない、 請願として処理する
	宮崎県	107	—	63	44	31	31	
備	山口県	141	—	—	—	37	37	採否を決しない、 請願として処理する
	徳島県	—	—	—	—	—	—	
考	香川県	144	33	4	107	37	37	採否を決しない、 請願として処理する
	高知県	384	227	69	88	67	67	
表	愛媛県	11,326	7,605	1,026	1,672	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	徳島県	—	—	—	—	—	—	
中	岡山県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	広島県	—	—	—	—	—	—	
受	山口県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	徳島県	—	—	—	—	—	—	
理	香川県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	愛媛県	—	—	—	—	—	—	
件	高知県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	徳島県	—	—	—	—	—	—	
数	福岡県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	佐賀県	—	—	—	—	—	—	
(前	大分県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	宮崎県	—	—	—	—	—	—	
年	熊本県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	鹿児島県	—	—	—	—	—	—	
よ	山口県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	徳島県	—	—	—	—	—	—	
り	香川県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	高知県	—	—	—	—	—	—	
継	福岡県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	佐賀県	—	—	—	—	—	—	
続	大分県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	宮崎県	—	—	—	—	—	—	
の	熊本県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	鹿児島県	—	—	—	—	—	—	
も	山口県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	徳島県	—	—	—	—	—	—	
の	香川県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	高知県	—	—	—	—	—	—	
を	福岡県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	佐賀県	—	—	—	—	—	—	
含	大分県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	宮崎県	—	—	—	—	—	—	
む	熊本県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	鹿児島県	—	—	—	—	—	—	
。	山口県	—	—	—	—	—	—	採否を決しない、 請願として処理する
	徳島県	—	—	—	—	—	—	

備考 表中、受理件数(前年より継続のものを含む)と処理件数合計とが一致しないのは、取下、返戻、滞議未了等があるためである。

昭和二十八年（自昭二八、一、三）
（至昭二八、一、三）

全国都道府県議会議員発議条例件名及び件数調

全国都道府県議会議長会事務局

都道府県名	件名	議決年月日	施行年月日	件数
北海道	北海道議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例、 同 北海道職員給与に関する条例の一部を改正する条例 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	二八、三、二三 二八、六、二四 二八、一二、二八 二八、一二、二八 二八、一二、二八	二八、三、三一 二八、六、二四 二九、一、一 二九、一、一 二九、一、一	五
青森	青森県畜産振興審議会設置条例	二八、一二、二五	二八、一二、二八	一
岩手	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	二八、一、二三	二七、一一、一	一
秋田	秋田県議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 秋田県県税条例の一部を改正する条例案	二八、二、二八 二八、三、三一 否決	二八、二、二八	二
宮城	県議会に出頭する証人並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例 宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例	二八、三、六 二八、七、八	二八、三、九 二八、七、一三	二
福島	県会事務局職員定数条例 昭和二十八年度果樹税に対する臨時減免条例	二八、三、二三 二八、七、四	二八、四、一 二八、七、四	二
神奈川	神奈川県議会委員会条例の一部を改正する条例 同	二八、二、二七 二八、五、二八 二八、一〇、二八	二八、三、六 二八、五、二八 二八、一一、一〇	三
茨城	茨城県議会委員会条例の一部を改正する条例 茨城県議会図書館条例の一部を改正する条例	二八、三、七 二八、三、七	二八、三、七 二八、三、七	二

埼 玉	埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例	二八、九、二八	二八、九、三〇	一
群 馬	群馬県議会委員会条例改正条例 群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例	二八、二、二 二八、七、一一	二八、二、六 二八、七、一一	二
長 野	長野県議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例案 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案 水力発電施設に関する調査特別委員会条例を廃止する条例 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例 交通対策特別委員会設置条例 電力対策特別委員会設置条例 国石林対策特別委員会設置条例 地方制度改正対策特別委員会設置条例	二八、九、一 否決 二八、四、六 二八、四、六 二八、四、六 二八、四、六 二八、四、六 二八、九、一〇	二八、四、六 二八、四、六 二八、四、六 二八、四、六 二八、四、六 二八、九、一〇	八
新 潟	新潟県議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 新潟県議会議員等給與条例の一部を改正する条例 新潟県議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 同	二八、二、二八 二八、二、二八 二八、五、二 二八、五、二	二八、三、三 二八、三、三 二八、五、二 二八、五、二	四
愛 知	愛知県議会委員会条例の一部改正条例	二八、五、二二	二八、五、二二	一
三 重	議会の議決または住民の一般投票に付すべき財産、營造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例	二八、三、二六	二八、三、二六	一
靜 岡	静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例 静岡県議会議事務局条例を廃止する条例 静岡県議会議事務局職員条例を廃止する条例	二八、三、一七 二八、三、一七 二八、三、一七	二八、三、二四(公布) 二八、四、一(一〇) 二八、四、一(一〇)	三
石 川	石川県議会常任委員会及び特別委員会条例を改正する条例	二八、三、二〇	二八、四、一	一
福 井	福井県議会常任委員会及び特別委員会条例	二八、一二、二五	二八、一二、二五	一
大 阪	大阪府議会委員会条例中改正条例	二八、六、二四	二八、六、二四	

									大阪府公衆浴場法施行条例中改正条例	継続審査中			二
兵	庫	兵庫県議会委員会条例	二八、六、六	二八、六、六	二八、六、六				兵庫県議会委員会条例	二八、六、六			一
奈	良	奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例 同 同	二八、三、二三 二八、六、六 二八、六、一二	二八、三、二三 二八、六、六 二八、六、一二	二八、三、二三 二八、六、六 二八、六、一二				奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例	二八、三、二三 二八、六、六 二八、六、一二			三
滋	賀	滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例 電力対策特別委員会に関する条例の廃止条例 総合開発特別委員会条例	二八、六、二六 二八、六、二六 二八、六、二六	二八、六、二六 二八、六、二六 二八、六、二六	二八、六、二六 二八、六、二六 二八、六、二六				滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例	二八、六、二六 二八、六、二六 二八、六、二六			三
岡	山	岡山県議会常任委員会及び特別委員会条例	二八、五、二七	二八、五、二七	二八、五、二七				岡山県議会常任委員会及び特別委員会条例	二八、五、二七			一
鳥	取	職員の特種勤務手当に関する条例中一部改正条例	二八、三、二九	二八、四、一	二八、四、一				職員の特種勤務手当に関する条例中一部改正条例	二八、四、一			一
鳥	根	鳥根県議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例	二八、一、三一	二八、九、一	二八、九、一				鳥根県議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例	二八、九、一			一
香	川	香川県議会治安委員会条例 香川県議会電力委員会条例 香川県有財産及び営造物に関する条例 議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産営造物又は議会の議決すべき契約に関する条例	二八、二、二七 二八、二、二七 二八、六、一四 二八、六、一四	二八、二、二七 二八、二、二七 二八、六、一五 二八、六、一五	二八、二、二七 二八、二、二七 二八、六、一五 二八、六、一五				香川県議会治安委員会条例 香川県議会電力委員会条例 香川県有財産及び営造物に関する条例 議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産営造物又は議会の議決すべき契約に関する条例	二八、二、二七 二八、二、二七 二八、六、一五 二八、六、一五			四
高	知	高知県議会委員会条例の一部改正する条例 高知県議会図書設置条例の一部を改正する条例	二八、三、一二 二八、三、一二	二八、四、一 二八、四、一	二八、四、一 二八、四、一				高知県議会委員会条例の一部改正する条例 高知県議会図書設置条例の一部を改正する条例	二八、四、一 二八、四、一			二
愛	媛	愛媛県議会委員会条例の一部を改訂する条例 副知事を置かない条例 副知事を置かない条例 副知事を置かない条例の一部を改正する条例 福岡県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	二八、六、一三 二八、九、二九 (二八、一〇、三一) 再議決 二八、一二、二六 二八、三、一七	二八、六、一三 二八、九、二九 (二八、一〇、三一) 再議決 二九、三、三一 二八、三、二四	二八、六、一三 二八、九、二九 (二八、一〇、三一) 再議決 二九、三、三一 二八、三、二四				愛媛県議会委員会条例の一部を改訂する条例 副知事を置かない条例 副知事を置かない条例 副知事を置かない条例の一部を改正する条例 福岡県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	二八、六、一三 二八、九、二九 (二八、一〇、三一) 再議決 二九、三、三一 二八、三、二四			三

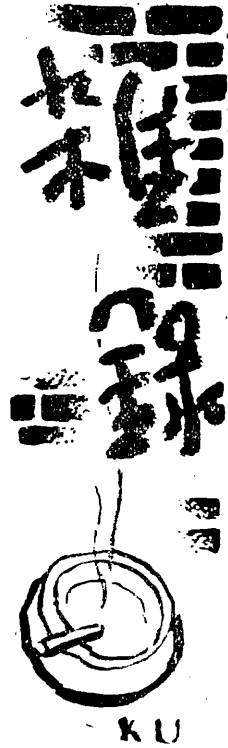
福 岡	福岡県議会議務局条例 風俗営業取締施行条例の一部を改正する条例 福岡県議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 同	二八、三、一七 二八、五、一六 二八、五、一九 二八、一、二一	二八、四、一 二八、五、二七 二八、五、一九 二八、一、二一	五
大 分	大分県特殊農産物格付検査条例中一部改正条例案 大分県議会委員会条例の一部改正条例	審議未了 二八、五、六	二八、五、七	二
佐 賀	昭和二十八年度佐賀県議会災害対策特別委員会設置条例	二八、七、九	二八、七、九	一
長 崎	長崎県議会議員会条例の一部を改正する条例 長崎県議会議務局組織条例の一部を改正する条例 長崎県議会議員退職記念品支給条例	二八、三、一一 二八、三、一一 二八、三、一一	二八、三、二〇 二八、三、二〇 二八、三、二〇	三
宮 崎	宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	二八、六、二二	二八、六、二二	一
熊 本	熊本県議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例 熊本県議会議員に対する給與に関する条例 熊本県議会議務局条例の一部を改正する条例 熊本県議会常任委員会及び特別委員会条例	二八、三、二六 二八、三、二六 二八、三、二六 二八、七、二	二八、四、三〇 二八、四、一 二八、四、一 二八、七、三	四
鹿 児 島	鹿児島県議会委員会条例中改正条例 鹿児島県知事副知事教育長及び出納長の諸給與に関する条例中一部改正 条例案	二八、九、二八 二八、一〇、五 否 決	公布の日から	二

計

七十九件

備考

無該当・山形、東京、千葉、栃木、山梨、岐阜、富山、京都、和歌山、広島、山口、徳島



地方行政疑義問答集

地方自治法第七十六條に係る疑義について

(昭和二八、九、二九日自治行政第二七七号)
愛媛県総務部長宛行政課長回答

問一、法第七十六條第四項の「議会の議決又は……」がその権限を超え又は法令……に違反すると認めるときは」との条項による越権又は違法の認定権は地方公共団体の長にありと解して、よろしきや。

二、法第七十六條第一項又は第四項により再議に付したときは、さきの議決は再議に付することにより当初に遡つて議決の効果を有しないこととなると解するが、此の場合「再議に付したときは」とは長が議会を招集し再議に必要な長としての手続一切を終つたときと解してよろしきや、もし然らずとすればいつをもつて再議に付されたときとするか。

三、法第七十六條第四項の再議に付することのできる期限は、同条第一項の再議の場合と異り別に制限がないと考えるが、無制限にいつになつても第四項の再議に付することができるか。

四、法第九十六條第十号は「普通地方公共団体がその当事者である異議の申立、訴訟、和解、斡旋、調停及び仲裁に關すること」を議会の議決事項としているが、これは普通地方公共団体の内部において議決機関と執行機関の利害が相対立しない通常の場合を予想したもので法第七十六條第五項の場合のように執行機関が議決機

関を相手どつて訴訟を提起するような場合は本号を適用するに由なきものと解するがどうか。

答一、越権又は違法の客觀的事実があると認められる限りは、お見込のとおり。

二、再議に付したときは、当該議決の効果の発生は停止されるものと解するが、「再議に付したときは」の解釈については、お見込のとおり。

三、再議に付し得べき時間的余裕がない等特別の事情がない限りは、当該会期中に再議に付すべきである。なお、再議に付するには、時間的余裕がある以上は、審議を続行することができる余裕を存して行ふべきものと解する。

四、お見込のとおり。

地方自治法第六十一條について

(昭和二八、九、二九日自治行政第二七八号)
愛媛県議会事務局長宛行政課長回答

問一、法第六十一條第一項但書の規定による条例の議案は、議会の議員にもその提案権があるものと解してよいか。

二、議会の議員が提出した前項の議案が可決された場合、そのことは法第七十六條第四項及び第五項に規定する「権限を超え又は法令若しくは會議規則（本県議會議規則には条例の提案権について別段の定がない。）に違反する場合」とはならず、従つて当該普通地方公共団体の長が再議に付し或いは出訴する理由とならないものと解してよいか。

三、法第七十六條第四項の規定によつて再議に付された議案が最初の議決と同じ議決となつた場合は、その議決は一応の効果を生じるものと解されるので、その議決が訓知事を置かないことを定める条例であるときは、それまで在任した副知事は当然その職を失うもの

おいて長は責任を取るべきであるとの議案を議決（覚書中知事の責任とは、知事の退職を意味するものであると記載。）することは、長の不信任の議決となるか。

答 覚書の条件違反を理由として、設問の如き議案を提出するときは、長に対する不信任案として取り扱うべきものと解する。

議員の發案權について

（昭和二八、一〇、二二自行行発令第二九九号）
（福岡県總務部長宛行政課長回答）

問 前議會において当局提出の「土地交換について」の議案を原案どおり可決したが、その後新事態發生のため一部議員間において、その執行を差し控えさせるべく次の議會に前の議決を取消す旨の執行を差し控えさせるべく次の議會に前の議決を取消す旨の議案を議員より提案することができるか。

答 できない。
理由 設問の執行を差し控えさせる議案は、執行に関する管理作用に属するものであり、議會に發案權はないものと考ええる。

公立學校共済組合支部及び教育法人に對する

地方公共團體の議會の調査權案に關する疑義

について
（昭和二八、一〇、一四自行行発令第二九九号）
（千葉県議會事務局長宛行政課長回答）

問 一、公立學校共済組合支部の事業に關して、県議會は地方自治法第九十八條に規定する教育委員會に對する報告の請求、檢閲検査の權限を有するか。

二、公立學校共済組合の支部の事業に關して、県議會は、地方自治法第一百條に規定する調査權を有するか。

三、公立學校共済組合支部の事業に關して、地方自治法第九十九條に規定する監査委員の職務權限を有するか。

四、社団法人千葉県教職員厚生会の事業内容等に關して県議會は、地方自治法第一百條に規定する調査權を有するか。

答 一、公立學校共済組合支部の事業そのものに關しては、県議會は設問の權限を有しない。

なお、同法第九十九條により教育委員會に對して説明を求め、これに對して意見を述べることができる。

二、公立學校共済組合支部の事業そのものに關しては、県議會は設問の權限を有しない。

なお、県が同支部に對して補助金を支出している場合には、その補助金の支出に關しては、同條の調査權を有するものと解する。

三、同條第六項の規定に該当する場合においては、監査委員は公立學校共済組合支部の出納その他の事務の執行を監査することができ

る。
四、社団法人千葉県教職員厚生会の事務内容そのものに關しては県議會は設問の權限を有しない。

常任委員會について

（昭和二八、一一、五自行行發第三〇四号）
（群馬縣議會事務局長宛行政課長回答）

問 当県の議會の委員會条例によると「正副委員長の選任は、委員の互選とする」とある。

一、地方自治法第九十九條第六項の規定により、閉会中正副委員長の選任だけをなしうるような議決をすることができるか。

二、辭職について特別の定がない場合、正副委員長の辭任についての決定機關は委員會であると思うがどうか。

三、右の場合、閉会中は、委員會が議會の議決により特に附議された

事件について活動していない限り、辞任できないと思うがどうか。

答一、できない。

二、お見込のとおりと解するのが適當である。

三、お見込のとおり。

議會が應訴をする場合の疑義について

(昭和二八、一一、二六自治行政第三二五号)
(愛媛県議會事務局長宛行政課長回答)

問 地方自治法第七十六条第五項の規定により知事が議會を被告として出訴した場合、これに対し議會が應訴するには、議會の議決を要するか。あるいは、議決によらず議長が同法第一百四条の代表権に基き應訴できるか。

答 議會は当然に被告となり、議長は議會を代表して應訴しうるものではあるが、應訴の方針に関する議會の機関意思は議會の議決によつて決すべきものと解する。

決算の常任委員會への付託の方法について

(昭和二八、一一、一七電文照会)
(秋田県議會事務局長宛行政課長回答)

問 決算を予算案のごとく部門ごとに各常任委員會に分割付託することができるか。

答 適當でないと解する。

各國の會計年度

①四月―三月

日本 トルコ

イギリス スペイン

ドイツ ギリシャ

デンマーク ルーマニア

②七月―六月

アメリカ ノールエー

イタリイ スエーデン

オーストリア メキシコ

③一月―十二月

フランス フィンランド

ソ連 チリ

中国 アルゼンチン

オランダ ジャマイカ

ベルギー トリニダッド

スイス ブラジル

ポーランド

報道から拾う

「談合」必ずしも「不正の利益」とはいえない

不正の談合(刑法第九十六条ノ三)に関する判例は極めて少なく、「入札ニ於ケル公正ナル価格トハ公正ナル自由競争ニ依リテ形成セラルベキ落札価格ヲ謂フモノトス(昭和一九、四、二八大判)」というのが、代表的な判例である。

新潟県営土木工事の請負指名競争入札に際し関係者が談合して最低入札者及び最低入札価格を定めて入札に参加し、落札決定後、落札者から談合金を受領してこれを関係者間で分配した。

という事案において、不正談合罪の成立要件中最も重要である「公正ナル価格」及び「不正ノ利益」について判例は

採算を無視した落札価格は、土木建築請負業者全体の生活をおびやかす、工事の不完全な実態の原因となるから公正な自由競争による公正な価格とはいえない。また不正の利益なりや否やも右の意味における公正な価格が害せられるか否かによつて決すべく、談合金の授受が行われた一事をもつて、当然公正な価格が害せられ、延いては不正の利益であると認る定すことはできない。

としたもので、刑法第九十六条の三第二項の規定はすべての談合を犯罪とせず「公正ナル価格ヲ害スル目的ヲ以テ」行われた談合及び「不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ」行われた談合だけを犯罪としたものであるとし、原判決を破棄、無罪としたもので(昭和28、7、20東京高裁)最高裁また、上告審査において、これを認め、本件上告を棄却したが、談合に関する判例として注目すべきものである。

米の千九百五十五会計年度新予算

ア米大統領は一月二十一日議会に対し、千九百五十五会計年度(本年七月から明年六月まで)の歳入出見積りと税制改革及び予算説明を盛つた予算教書を送付した。

① 歳入出総額

年度	歳出	歳入
55	六五、五七〇	六二、六四二
54	七〇、九〇二	六七、六二八

(単位百万ドル)

② 歳出内訳

費目	55年度	54年度
国家安全保障費	四四、八六〇	四八、七二一
復員軍人費及び諸手当	四、二二三	四、一九〇
国際関係費	一、八八五	二、二四九
社会保障福祉及び保健費	一、八〇七	一、九四七
運輸通信費	四、二七七	四、四四六
金融商業及び工業費	九一七	一、一五一
労働及び労働力関係費	二八二	二六七
一般行政費	一、一六四	一、一七八
住宅及び公共事業費	一、九〇三	二、三五七
教育及び諸調査費	二二三	二七八
農業及び農業資源費	六、七五二	八、〇八七
天然資源費	一、三三七	一、三四九
国債費	六、八七五	六、六〇〇
非常予備金	一五〇	七五
諸控除	△一一、〇八五	△一一、九九三
計	六五、五七〇	七〇、九〇二

③ 歳入内課

個人所得税	三〇、三二三	三三、四三三
法人所得税及び超過利得税	二〇、二六四	二二、八〇九
消費税	一〇、二三九	一〇、三二七
煙草税	六、四一七	五、五三〇
遺産相続税及び贈與税	九五五	九五五
関税	五九〇	五九〇
雑収	二、四五四	二、三一二
諸控除	△八、六〇〇	△八、二二八
計	六二、六四二	六七、六二八
歳入不足	三、九二八	三、二七四

④ 特殊費目内課

(1) 對外援助費見積

軍事援助	四、二七五	四、二〇〇
経済技術援助	一、一二五	一、三〇〇
計	五、四〇〇	五、五〇〇

(2) 國家安全保障費内課 (カツコ内は現年度支出見積り)

國防費	三七、五七五	
空軍	一六、二〇九 (一五、六〇〇)	
海軍	一〇、四九三 (一一、三〇〇)	
陸軍	一〇、一九八 (一一、三〇〇)	
行政費	六七五	
對外軍事援助	四、二七五 (四、二〇〇)	
原子力開発及び研究	二、四二五	
戰略物資貯蔵費	五八五	
計	四四、八六〇	

⑤ なお近年の歳入出の動向は次のとおり

年度	歳入	歳出	過△不足
35	六、五二〇	三、七二九	△二、七九一
40	九、一八二	五、二六四	△三、九一八
45	九八、七〇三	四四、七六二	△五三、九四一

51	四四、六三三	四八、一四三	三、五一〇
52	六五、四一〇	六一、三九三	△四、〇一七
53	七三、九八二	六四、五九三	△九、三八九
54	七〇、九〇二	六七、六二八	△三、二七四
55	六五、五七〇	六二、六四二	△二、九二八

竹島問題で重ねて口上書

外務省では、竹島の領有に關して、昨秋九月韓國側の主張を反論する口上書を駐留韓國代表部に伝達する。これは同島の歴史、地理的条件から日本領土であるという昨年七月の口上書と同趣旨であるが、その後現われた史実、國際法学者の意見を加え、併せて抑留漁夫の釈放にも觸れている。

昨年の綿製品輸出量

日本が世界第一位

米纖維品輸出協會が六日發表した推定数字によれば千九百五十三年の綿製品輸出では日本が世界第一位となつてゐる。(単位百万平方ヤード)

日本	九〇〇	英國	七〇〇
インド	七五〇	米國	六〇〇

日英支払協定調印

昨年十二月初旬から、ロンドンで開かれていた「日英貿易会談は、一月二十九日約二カ月の討議を終り、松本駐英大使とロイド英國務省との間に、日英支払協定と同付屬關係書の調印を終つた。この協定に基く本

年の貿易見透しの総額（貿易外収支を含む）は二億九百五十万ポンドで収支の均衡を図ることになった。特に日本の手持ポンド貨の減少対策として新たに英本国でいままでも輸入を禁止されていた綿布、人絹、織物、絹製品、玩具、カン詰類、合板などが解除されるなど輸入を緩和する措置がとられ、政府側ではこの協定により昨年にくらべ、五割ないし七割の輸出増加が見透し得ると見ている。

日英支拂協定全文

第一條 日本国の居住者と指定地域の居住者との間のすべての支払いは円貨でしなければならないものを除くほかスターリング貨で決済するものとする。

第二條 日本国政府はその適当な機関がスターリング貨を売買することならびにその機関がたてるスターリング貨および対米ドル貨の相場がロンドンで米国ドル貨に対してたてられた市中仲値相場で裁定されることを保証する。

第三條 指定地域または指定地域以外の国の居住者が連合王国で施行されている外国爲替管理に関する法令にもとづいて日本国の居住者に対して行うすべてのスターリング貨の支払は日本勘定に対して行われるものとする。

第四條 (一) 連合王国政府は、日本国の居住者が処分することができるとするスターリング貨を日本国の他の居住者または指定地域の居住者に対して振替えることを制限しないものとする。

(二) 連合王国政府は日本国大蔵省の管理下にあるスターリング貨を日本国政府と連合王国政府との間で合意する国（日本国及び指定地域以外のもの）の居住者に対する直接經常取引に関する支払に充てることを制限しない。

第五條 日本国政府は、日本国の居住者が指定地域の居住者からスターリング貨を受取ることを制限しないものとし、かつ直接經常取引に関する支払は、日本国政府と連合王国政府との間で合意する国（日本国および指定地域以外のもの）の居住者からスターリング貨を受け取ること制限しない。

第六條 日本国の外国爲替管理に関する法令が随時許す限り日本国政府は正当な經常取引によつて指定地域の居住者に帰属する円貨を指定地域の他の居住者、または日本国の居住者に振替えること、およびこのような円貨をスターリング貨に振替えることを容易にする。

第七條 この協定の適用上 (a) 『指定地域』とは 千九百四十七年の連合王国

爲替管理法によつて随時定められるものをいう。

(b) 『日本勘定』とは イングランド銀行が、この協定の適用上日本勘定として当分の間承認する日本国の居住者の勘定をいう。

(c) 直接經常取引に関する支払とは 国際通貨基金協定第十九条 (一) に定義する種類の取引に関する支払で、支払をする国に居住する者が支払いかつ

(一) 支払をする国に輸入されかつその国で使用されまたは消費される貨物（金塊、金貨または金の半製品もしくは完成品を除く）で支払を受ける国を原産地とするものに関するものまたは

(二) 支払を受ける国の居住者が支払をする国の居住者に提供した役務に関するものをいう。

第八條 この協定の適用上、日本銀行は日本国政府の代理機関として行動し、また イングランド銀行は連合王国政府の代理機関として行動するものとする。

第九條 この協定は 千九百五十四年二月一日に効力を生ずるものとする。いずれの締約国もこの協定の効力発生の後いつでもこの協定を終了する意思を他方の締約国に通告することができ、この協定はその通告の日の後三カ月で効力を失うものとする。この協定は 兩締約国が反対の合意をしないかぎり 千九百五十四年十二月三十一日に終了するものとする。



図書室だより

新購入図書紹介

図書名		著 編 者
日本国政事典 2	判例大系 第三十二卷	井上 登他
昭和文学全集 第三卷	第八卷	寺田 寅彦
第九卷	第二十六卷	宮本 百合子
第二十七卷	別冊	川 競 康 成
大人名辞典 2	カーコン	小 泉 信 三
3 サイソン	下 中 彌三郎	夏 目 漱 石
第二次大戦回顧録 17	同	ウインストン・チャーチル
世界歴史事典 第十九卷	下 中 彌三郎	下 中 彌三郎
これが特務戦だ	古 谷 多津夫	古 谷 多津夫
続 憲 兵	宮 崎 清 隆	宮 崎 清 隆
全国方言辞典	東 条 操	東 条 操
労働年鑑 一九五四年	社会文化研究所	社会文化研究所
交通事故と損害賠償	佐 藤 昌 三	佐 藤 昌 三
世界大思想全集 第二十三卷	渡 辺 一 夫	渡 辺 一 夫
弁 慶 (四) 扇の巻	富 田 常 雄	富 田 常 雄
恩給法関係法令集 (昭和二十八年十月一日現在)	総理府恩給局	総理府恩給局
司法試験受験ハンドブック	高文社編集部	高文社編集部
広 辞 林 新訂版	三 省 堂	三 省 堂

各官公廳その他よりの受贈圖書

図書名	受 贈 先
父兄が負担する教育費	文 部 省
各種学校の沿革と現状	文部省調査局
昭和二十八年年度教育相談便覧	文部省調査局広弘課
昭和二十七年北海道貿易概況	道商工部商務観光課
第四次昭和二十七年国有林野統計書	林 野 庁
昭和二十五年工業統計表	通商産業大臣官房調査統計部
フランスにおける教育改革案	文部省調査局
昭和二十八年視聴覚教育調査資料(一)二	文 部 省
行政事務分析第一次調査報告実施の経過	道総務部企画室
行政事務分析共通事務の集中管理	同
行政事務分析附帯資料	同
条 約 集 第三十一集	外務省条約局
北海道林務部職員録	道 林 務 部
北海道農業試験場彙報	道農業試験場
更生補導事業による結核患者再起の機会	道 民 生 部
ニューヨーク老婦及び虚弱ユダヤ人ホーム	同
第八十周年報告	同
第四回全国学校給食研究協議大会記録	道教育委員会
農家の友 一月号	道農業改良普及協会
税務通信 三十三号	道総務部税務課
北海道労働経済 四十九号	道立労働科学研究所
北海道自治 一月号	道自治協会
北海 警 友	札幌警察管区本部
讀書春秋 十一月号	北海警友編集部
讀書春秋 十一月号	春 秋 会

教育委員会月報	十月号	文部省初等中等教育局
調査月報		道拓殖銀行調査部
郵政統計月報	十一月号	郵政省経理局統計課
世界月報	九月号	外務省情報文化局
施設	十一月号	電気通信施設局
郵政	十一月号	郵政省人事能率課
農林統計調査	十月号	農林省
非鉄金属等需給統計月報	八月号	通産省
鉱山製錬統計月報	九月号	同
非鉄金属製品統計月報	〃	同
石炭生産統計月報	〃	同
化学工業製品統計月報	〃	同
繊維統計月報	〃	同
鉄鋼統計月報	〃	同
百貨店販売統計月報	〃	通商産業大臣官房調査統計部
紙バルブ統計月報	〃	同
雑貨統計月報	八月号	同
林野時報	十月号	林野庁
秋田県議会月報	第四卷五号	秋田県議会议務局
宮城県議会時報	第四卷六号	宮城県議会议務局
神奈川県議会月報	十一、十二合併号	神奈川県議会议務局
栃木県議会月報	十二月号	栃木県議会议務局
群馬県議会時報	〃	群馬県議会议務局
兵庫県議会時報	十一、十二合併号	兵庫県議会议務局
熊本県議会時報	二十三号	熊本県議会议務局
新潟県議会時報	十四号	新潟県議会议務局
大阪府会	十二月号	大阪府会事務局
長野県議会資料	二十九号	長野県議会议務局
岡山県議会報	四号	岡山県議会议務局
山形県議会月報	九号	山形県議会议務局

昭和二十九年二月二十日

北海道議會時報（第六卷第二號）

編集 北海道議會事務局調査課

発行 北海道議會事務局

電話 ② 一八二〇番



一月のメモ

- 1 ○恒例皇居一般参賀(三十八万突破。死者十七名の事故を出す。)
- 2 ○道漁業公社の母船銀羊丸インド洋のマグロ漁場へ出港(函館より)
- 3 ○ハル国連軍司令官、ティマヤ中立国送還委員会議長に、捕虜説得に関する多数意見報告(インド、チエコ、ポーランド三国代表署名)を否定、反共捕虜二十三日解放を堅持する旨の書簡を送った。
- 4 ○比外相「二十億ドルを日本賠償交渉の出発点としたい」と語る。
- 5 ○ア米大統領、米國経済について演説。
- 6 ○水産庁、北洋サケ、マス漁業、本年度六船団編成と発表。
- 7 ○ガット事務局、二十一カ国が日本に最惠国待遇を與える宣言に調印したと発表。
- 8 ○道西部に大雪。
- 9 ○国鉄、年末斗争責任者処分反対、一せいの超勤拒否。
- 10 ○米ソの意見一致、原子力予備会談開催さる。
- 11 ○ア米大統領、第八十三後期議会二日目の上下兩院合同会議で一般教書朗讀(沖縄無期限に保有)
- 12 ○日赤、ジュネーヴの赤十字社連盟を通じ北鮮残留邦人の帰国を要請。
- 13 ○内閣改造、通産、愛知揆一、厚生、草薙降門、國務、加藤鏖五郎の各氏。
- 14 ○国鉄選法斗争に入る。
- 15 ○中央教育審議会特別委、日教組の政治活動に結論。
- 16 ○周中共首相、朝鮮政治會議予備会談再開主張(北京放送)
- 17 ○大相撲初場所始まる。
- 18 ○第二十五回全道水上選手權大会閉く。
- 19 ○ア米大統領、議会に労働(タ・ハ法修正)農業(余剩農産物二十五億ドル凍結)特別教書を送る。
- 20 ○米、ソ原子力予備会談。
- 21 ○第一回岡崎アリソン会談。
- 22 ○国鉄労組、三割休暇指令。
- 23 ○恒例宮中歌会始。
- 24 ○学生スキー大会小樽で開幕。
- 25 ○五党幹事長、書記長、国会対策委員長會議を開き、国会白齋を協議。

- 14 ○北海道開発庁長官に大野國務相專任。
- 15 ○勸業経済の破産宣言。
- 16 ○ティマヤ中立国捕虜送還委員会議長は、インド管理の捕虜全員を二十日に捕えた側に返還する旨国連、共産側に通告。
- 17 ○日航一日一往復の冬季ダイヤに切替。
- 18 ○二十九年年度本予算案決る。総額九千九百九十五億円。
- 19 ○小樽富士館全焼、死者七名を出す。
- 20 ○世界スピード、スケート選手權開幕。(十七日終了、総合シルコフ(ソ)一位、ゴノチャレンコ(ソ)二位、浅坂(日)九位)
- 21 ○四カ国外相會議の議場決る(東西ベルリンで交互に)
- 22 ○右派社会党大会開かる(十九日閉会、浅草公会堂)
- 23 ○国鉄、五割休暇に突入。
- 24 ○改進黨大会(芝公会堂)
- 25 ○反共捕虜二万二千名の国連軍の引渡し開始。(親共捕虜の管理について二十三日以降責任持たずとインド政府言明)
- 26 ○新木駐米大使の後任に、井口駐加大使決る。
- 27 ○左社党大会開かる(二十三日閉会、豊島公会堂)
- 28 ○ア米大統領九百五十五年度の予算教書を提出(総額六百五十五億ドル)
- 29 ○日赤、外モンゴル共和国政府に引揚要請打電。
- 30 ○国鉄当局、年末斗争責任者に解雇通告。
- 31 ○全道高校スキー大会開幕(名寄町)
- 32 ○自由党大会(永田町小学校)
- 33 ○ランドール委員会(米大統領対外経済政策諮問委員会)米対外経済政策に勧告。
- 34 ○東京地方に大雪、ダイヤ混乱。
- 35 ○全国高校スケート開幕(苫小牧)
- 36 ○通常国会再開。
- 37 ○ポンド建替相場千十一円六十銭(従来千八円)
- 38 ○四国外相會議開く(西ベルリン)
- 39 ○炭労波状斗争に入る。
- 40 ○国体氷上開幕(札幌)
- 41 ○全道スキー選手權大会兼国体道予選開幕。
- 42 ○瀬棚で出漁中の漁船五隻沈没、一隻行方不明。
- 43 ○道南道央に猛吹雪。ダイヤ大混乱。
- 44 ○日英新支協定調印。(ロンドンにて)